

国の行政機関におけるネガティブ情報の公表に関する調査

結果報告書

平成 24 年 11 月

近畿管区行政評価局

目 次

第 1 調査の目的等	2
第 2 調査結果	3
1 ホームページによるネガティブ情報の積極的公表	4
2 ホームページによるネガティブ情報の提供時期等の的確化	5
3 ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上	6
表 1 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（抜粋）	8
表 2 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの概要	10
表 3 調査対象機関の内訳	13
事例票	14

第 1 調査の目的等

1 目 的

国の行政情報は、政府の国民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を全うし、国民の安全や利便等の向上を図るために、国民にとってアクセスしやすい媒体・方法で、適時・的確に公表することが求められている。

この調査は、社会・経済活動の規模等において国内で重要な地位を占める近畿ブロックにおいて、各府省の地方支分部局等におけるネガティブ情報のホームページによる公表状況等について、政府において国民に対するアカウンタビリティを果たし、国民の安全や利便性の一層の向上を図る観点から調査し、関係行政の改善に資することを目的とする。

2 調査対象機関

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、近畿総合通信局、大阪法務局、近畿地方更生保護委員会、近畿財務局、大阪税関、大阪国税局、近畿厚生局、大阪労働局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、第五管区海上保安本部、近畿地方環境事務所

3 担当部局

近畿管区行政評価局第一部第 3 評価監視官

4 実施時期

平成 24 年 8 月～11 月

第2 調査結果

通 知	図表等番号
国の行政情報は、政府の国民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を全うし、国民の安全や利便等の向上を図るために、国民にとってアクセスしやすい媒体・方法で、適時・的確に公表することが求められており、その公表の方法としては、「情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段（原則として、ホームページに掲載）により提供することを積極的に推進すること」とされている（「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）」（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）、以下「電子的提供指針」という。）。 また、民間事業者や各種資格職業者の活動について、国の行政機関は、法令に基づき指導監督を行い、その活動の公正性、適切性を担保することにより、社会・経済活動の安定と発展を図っている。近年、経済の低成長等を背景として、より低廉な商品やサービスが志向され、また、規制緩和による新規事業者の参入に伴い事業者間の競争も激化する中で、法令の遵守による安全・安心の確保が要請される状況にある。 そうした中で、国民にとって事業者選択の判断材料の一つとなり、また、法令遵守の確保を図るため、民間事業者等への規制・監督や各種資格職業者への指導・監督を目的とした不利益処分及び同様の目的の社会的影響の大きい行政指導等（以下「行政処分等」という。）の情報（以下「ネガティブ情報」という。）の適切な公表が求められている。	表1
ネガティブ情報の公表に係る取組例としては、平成19年10月から国土交通省本省が、事業者等の過去の行政処分歴等が検索できる「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」（以下「国交省ネガティブサイト」という。）を開設していることなどが挙げられる。	表2
本調査は、以上のような状況を踏まえ、調査対象とした近畿管内の国の出先機関（20機関）のうち、平成21年度以降、行政処分等の実績がある14機関におけるネガティブ情報の公表状況について調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。	表3

1 ホームページによるネガティブ情報の積極的公表

通 知	図表等番号
(1) 公表義務があるネガティブ情報の公表 電子的提供指針では、告示、通達、公示等の方法により法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加えて電子的手段（ホームページ）でも提供することとされている。 今回、法令により公表等が義務付けられているネガティブ情報について、ホームページによる公表状況を調査したところ、以下の状況がみられた。 i) 大阪法務局では、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）に基づき、司法書士及び司法書士法人に対して業務禁止等の合計 22 件の行政処分を行い、また、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）に基づき、土地家屋調査士に対して業務禁止等の合計 4 件の行政処分を行っており、いずれも法定の官報公告を行っているが、当該行政処分についてホームページによる公表は行っていない。 ii) 近畿地方環境事務所では、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づき、平成 23 年度に指定調査機関に対して 1 件の指定取消処分（行政処分）を行い、法定の公示を官報で行っているが、当該行政処分についてホームページによる公表は行っていない。 したがって、関係行政機関（大阪法務局、近畿地方環境事務所）は、法令により公表等が義務付けられているネガティブ情報について、官報公告に加え、ホームページにおいても公表する措置を講ずる必要がある。	事例票 1 事例票 2
(2) 行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報の公表 電子的提供指針では、情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段（ホームページ）により提供することを積極的に推進することとされている。 今回、法令等により公表が義務付けられていないが、行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報について、ホームページによる公表状況を調査したところ、以下の状況がみられた。 i) 大阪航空局では、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に関し、航空運送事業者に対して文書による行政指導を合計 7 件（業務改善勧告 1 件及び嚴重注意 6 件）実施し、これら文書による行政指導については、国民の生活及び社会的に影響・関心が高いと思われる情報に相当するとして、プレス発表を実施しているが、ホームページによる公表は行っていない。また、「国交省ネガティブサイト」では、航空運送事業者もその公表対象分野としているが、当該 7 件については大阪航空局から本省に情報が提供されていないことから、当該サイトにおいても公表されていない。 ii) 近畿経済産業局では、消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）及	事例票 3 事例票 4

び電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）に関して、事故の未然防止や再発拡大防止のために、同法に係る違反行為に対して、行政処分及び経済産業局長による厳重注意（行政指導）を行った場合は、事業者名を含め、その内容についてプレス発表の上、ホームページにより公表し、また、経済産業局担当部長による注意（行政指導）を行った場合は、年間の一覧表として件数及び概要をホームページにより公表するよう本省（経済産業省）から考え方が示されている。 しかし、消費生活用製品安全法に関して近畿経済産業局長による厳重注意を行った 2 件については、プレス発表の上、ホームページにより公表されているものの、消費生活用製品安全法に関して同局産業部長による注意を行った 7 件及び電気用品安全法に関して同局産業部長による注意を行った 122 件については、ホームページによる公表は行われていない(※)。※ 本事例について、近畿経済産業局では、調査後公表措置を実施。 したがって、関係行政機関（大阪航空局）は、行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報については、電子的提供指針の趣旨に沿って、ホームページにおいて積極的に公表する措置を講ずる必要がある。	
--	--

2 ホームページによるネガティブ情報の提供時期等の的確化

通 知	図表等番号
電子的提供指針では、時宜を得た情報の提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の情報を維持管理することとし、また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日の提供に努めることとされている。この趣旨を踏まえ、ホームページによるネガティブ情報の提供に当たっては、適時に、また適切な期間を設定して公表するなどし、国民に対する的確に提供することが重要である。 今回、ホームページにおけるネガティブ情報の公表時期等について調査したところ、以下の状況がみられた。 i) 近畿運輸局では、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に関し、鉄道事業者に対する文書指導（行政指導）を行っているが、国交省ネガティブサイトや自局ホームページへの掲載による公表の取扱いが区々となっているものがある。また、同局では、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づき、自動車整備業者に対して行政処分を行い、これをホームページで公表しているが、該当事例がないとして 10 年以上の長期にわたって更新が行われておらず、担当課の名称も当時のままとなっているページがみられる(※)。さらに、同局では、港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）に関し、平成 21 年度以降、港湾運送事業者に対して合計 36 件の文書警告（行政指導）を行い、これらをホームページで公表しているが、掲載時期は、文書警告を実施した日の 27 日から 56 日経過後となっている。 ※ 本事例について、近畿運輸局では、調査後改善。	事例票 5 事例票 6 事例票 7

ii) 近畿総合通信局では、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づき、平成 22 年度に不法無線局を開設した民間事業者に対し、1 件の運用停止命令（行政処分）を行っている。この事例については、不法無線局に対する指導・監督状況の年度報告として取りまとめ、平成 23 年度初めにホームページで公表しており、行政処分を実施した時点で公表を行っていない。	事例票 8
iii) 大阪税関では、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）に基づき、平成 23 年度に通関業者に対して 1 件の業務停止処分（行政処分）を行い、これをホームページで公表しているが、業務停止期間中（71 日間）であるにもかかわらず、ホームページの公表期間は、処分日から 15 日間で終了している。 したがって、関係行政機関は、電子的提供指針の趣旨等を踏まえ、ホームページによるネガティブ情報の提供を的確に実施するために、i) 公表基準を設けるなどによる実施の統一性の確保、行政指導後の速やかな実施（近畿運輸局）、ii) 行政処分を実施した時点での公表（近畿総合通信局）、iii) 処分内容（業務停止期間）を考慮した公表期間の適切な設定（大阪税関）について、措置を講ずる必要がある。	事例票 9

3 ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上

通 知	図表等番号
ホームページによるネガティブ情報の公表に当たっては、利用者が分かりやすく、目的の情報を探しやすくするように配慮するなど、国民に対する利便性の向上に努める必要がある。 今回、ホームページにおけるネガティブ情報の利便性について調査したところ、以下の状況がみられた。 i) ホームページの新着情報欄等でネガティブ情報を公表しているが、過去数年間の報道発表資料の中にネガティブ情報が散在しているもの（大阪労働局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）、また、専用のページを設け、ネガティブ情報を集約して掲載しているが、個々の事例の件名に被処分者名等当該事例を特定するための具体的情報が含まれていないもの（近畿厚生局、大阪労働局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）がみられ、これらにより目的の事例が探しづらく、情報の一覧性も確保されていないものとなっている。 ii) ネガティブ情報が掲載されるページのタイトルが不統一となっているもの（近畿財務局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）、また、自局のホームページから「国交省ネガティブサイト」にリンクしているが、トップページにその案内がないことから、当該サイトの存在が分かりにくいもの（大阪航空局）、さらに、ホームページに同一名称のバナー（※1）が 2 か所に設定され、それぞれ別のページにリンクしているもの（※2）（近畿農政局）がみられ、これらによりネガティブ情報の掲載場所が分かりにくいものとなっている。 ※1 ウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する役割を持つ画像（アイコンの一種）のこと。画像にはリンクを張り、クリックするとそのバナーが紹介するサイトを表示するようになっている。 ※2 本事例について、近畿農政局では、調査後改善。	事例票 10 事例票 11 事例票 12 事例票 13 事例票 14 事例票 15 事例票 16

したがって、関係行政機関は、ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上を図るために、i) ネガティブ情報の掲載場所を集約する、一覧表を作成することなどによる情報の一覧性の確保（近畿厚生局、大阪労働局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）、ii) 掲載ページのタイトル、本省ホームページへのリンク設定の案内の見直し（近畿財務局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪航空局）により、ネガティブ情報が迅速に検索できるよう措置を講ずる必要がある。	
---	--

表 1 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（抜粋）

行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（抜粋）

平成 16 年 11 月 12 日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進することとする。

このため、各府省は、以下の指針に沿って、行政情報の電子的提供に関する措置を実施する。

I 電子的に提供する情報の内容

1 行政の諸活動に関する情報

以下の情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図り、電子的にも提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても電子的な公表を図ることとする。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。

(1) 行政組織、制度等に関する基礎的な情報

(略)

(2) 行政活動の現状等に関する情報

(略)

(3) 予算及び決算に関する情報

(略)

(4) 評価等に関する情報

(略)

2 社会的な有効活用に資する情報

各府省がそれぞれの行政目的を達成するため、収集、蓄積している電子情報（データベースを含む。）のうち、国民、企業等からの利用の要望が多い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。

3 法令により公表等が義務付けられている情報

告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供する。

4 その他

(略)

Ⅱ 電子的提供に関する留意事項等

1 ホームページ等の活用

(1) 国民等一般に対し広く提供する情報の電子的提供は、原則として、ホームページに掲載することにより行うこととし、複数のホームページ、データベースにより提供する場合においても、国民等の利便性を確保する観点から、各府省ごとに1つのホームページから容易に閲覧できるようにする。また、所管法人、国立大学法人等並びに所管の公益法人及び特別の法律により設立される民間法人のホームページについても、各府省のホームページから分かりやすく案内する。

(2)・(3) (略)

2 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

(1) 時宜を得た電子的提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日の提供に努める。

(2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。

3 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

(1)～(4) (略)

(5) 各府省のホームページについては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにする。

(以下略)

表2 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの概要

国土交通省では、同省の本省及び地方支分部局のホームページに点在する事業者の過去の処分歴などの「ネガティブ情報」を一元的に集約したポータルサイト「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」(<http://www3.mlit.go.jp/>)を、平成19年10月1日にホームページ上に開設している。

○「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の趣旨

近年、企業の社会的責任を重視する考え方を背景に、コンプライアンス違反等の不祥事を犯した企業の収益や株価が落ち込むなど、一般消費者や投資家（「一般消費者等」）が市場メカニズムを通じて企業に与える影響がますます大きなものとなっています。そのような中で、従来の行政の監督に加えて市場による選択・監視を活用することは、事業者の適正な事業運営の確保のみならず、それを通じて安全・安心の確保、公正で自由な競争の確保といった行政目的を達成するためにも有効です。

市場による選択・監視の力をより一層活用するためには、事業者の情報開示による透明性の確保が不可欠です。しかし、過去の処分歴など、事業者にとって有利に働かない情報（ネガティブ情報）の公開は、事業者自身に任せるのではなく、行政からも業務を遂行する中で保有した情報を公開していくことが必要です。

ネガティブ情報の公開は、事業者に対し追加的なペナルティを科すために行うのではなく、事業者の適正な事業運営の確保を目的とするものであり、ひいては、国民の安全・安心の確保、公正で自由な競争の確保などのために有効なものです。

○公開対象情報

- ① 全ての行政処分
- ② 個別の事業者に対する社会的影響の大きな行政指導
- ③ 道路運送車両法違反に係る刑事告発
- ④ 国土交通省直轄公共工事の指名停止

○公開対象事業分野（平成19年10月時点の対象事業分野）（注）

建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント、不動産鑑定士、宅地建物取引業者、マンション管理業者、指定確認検査機関、建築基準適合判定資格者、一級建築士、登録住宅性能評価機関、鉄道会社、バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者、旅客船会社、航空会社、自動車整備事業者、自動車製作者等【道路運送車両法関係】

（注）現在は、上記に加え、第一種旅行業者が追加されている。

○情報公開期間

- 5年：建設業者、宅地建物取引業者、指定確認検査機関、建築基準適合判定資格者、一級建築士
- 3年：不動産鑑定士、バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者
- 2年：上記以外の事業分野

国土交通省

国土交通省ネガティブ情報等検索サイト (事業者の過去の行政処分歴を検索するサイトです)

来訪者数: **364726**

このサイトでは、国土交通省所管の事業者等の過去の行政処分歴を検索することができます。

※ネガティブ情報は過去の処分歴など、事業者にとって有利に働かない情報

<以下から検索したい事業分野を選んでください。>

◆新しく家をつくる

(1)設計



一級建築士
(家の設計をします)

(3)建築検査・確認



指定確認検査機関
(建築確認・検査業務を行う第三者機関です)

(4)住宅性能評価



登録住宅性能評価機関
(住宅性能評価業務を行う第三者機関です)

例 1



建設業者<1>行政処分
(家の工事をします)



建築基準適合判定資格者
(建築確認・検査業務を行う資格を有する方です)

◆家や土地を売る・買う



宅地建物取引業者
(デベロッパーやまらの不動産屋さんなど)
【参考:鉄道関係記事のけた監督処分情報】



マンション管理業者
(マンション管理を請け負います)



不動産鑑定士・不動産鑑定業者
(土地や家の値段を鑑定します)



登録住宅性能評価機関
(住宅性能評価業務を行う第三者機関です)

◆建設工事(公共工事を含む)を行う



建設業者<1>行政処分
(工事をします)



測量業者
(土地の形状や面積などをはかります)



地質調査業者
(地質や地盤の状況进行调查します)



建設業者<2>国土交通省発注工事の指名停止
(工事をします)



建設コンサルタント
(工事の調査・計画・設計などを行います)



補償コンサルタント
(公共工事で必要な土地の取得や家屋の移転などの補償業務を行います)

◆乗り物を使う



鉄道事業者
(電車、路面電車、モノレールなど)



タクシー事業者
(法人タクシー・個人タクシー)



航空運送事業者
(飛行機・ヘリコプターなど)



バス事業者
(路線バス・貸切バス)



船舶運送事業者
(旅客船・フェリーなど)

◆荷物を運ぶ



トラック事業者
(荷物、人や宅配、小さなものから大きなものまで、荷物を運びます)

◆自動車を買う・整備する



自動車整備事業者
(車検の際の自動車の整備を行います)



自動車製作者等〔道路運送車両法関係〕
(自動車の製造、販売を行います)

◆旅行をする



第一種旅行業者
(国内・海外旅行を企画・販売します)

サイトの趣旨

【対象事業者一覧】
○建設業者(行政処分)
○建設業法(旧名使1)
○測量業者
○建設コンサルタント
○地質調査業者
○補償コンサルタント
○宅地建物取引業者
○マンション管理業者
○不動産鑑定士・不動産鑑定業者
○登録住宅性能評価機関
○指定確認検査機関
○建築基準適合判定資格者
○一級建築士
○鉄道事業者
○バス事業者
○タクシー事業者
○トラック事業者
○自動車整備事業者
○自動車製作者等〔道路運送車両法関係〕
○船舶運送事業者
○航空運送事業者

【過去の記者発表】
○平成19年4月18日
消費者による選択・監視・ネガティブ情報の公開について
○平成19年9月28日
国土交通省ネガティブ情報等検索サイトが10月1日にオープンします

【リンク先】
国土交通省HOME
国土交通省関連リンク集

【問い合わせ先】
国土交通省大臣官房広報課
〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
03-5253-8111(代表)
21-526(内線)

※個別の処分に関する問い合わせは、処分担当局になりますので、あらかじめご了解ください。

<プライバシーポリシー | リンク・著作権・免責事項>

Copyright(C) 2007 MLIT Japan. All Rights Reserved.

○同検索サイトでの検索結果例

例１：建設業者

建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム
＜許可行政庁による監督処分情報＞

検索対象の選択

＜検索メニュー＞
 以下のメニューから検索条件を選択してから検索ボタンを押してください。
 ※１ 複数の条件を組み合わせて検索することも可能です。

●監督処分別
 3庁別他 全部

●年別
 年 月 日から 年 月 日まで

●番号又は名称
 行 を含む

●所在地
 を含む

●代表者名
 を含む

●処分内容別

●検索結果一覧

監督処分情報

※情報の掲載期間について

73件が選択されました

処分年月日	番号又は名称	主たる営業所の所在地	処分内容
2012年04月23日			営業の停止処分
2012年04月23日			営業の停止処分
2012年04月23日			営業の停止処分
2012年04月23日			営業の停止処分
2012年02月28日			指示処分
2012年02月28日			営業の停止処分
2012年02月28日			営業の停止処分
2012年01月31日			許可の取り消し処分

例２：タクシー事業者

自動車総合安全情報
 ～自動車交通安全を促進して～

国土交通省

文字サイズ A A

車両・交通システムの先進テクノロジー 安全な自動車に乗ろう！ 事業用自動車の安全対策 自賠責保険ポータルサイト

ホーム > 事業用自動車の安全対策 > 行政処分情報（ネガティブ情報の公開） > 事業者の行政処分情報検索

行政処分情報（ネガティブ情報の公開）

事業者の行政処分情報検索

行政処分の基準

事業者の行政処分情報検索

当ホームページでは、一般の利用者利便を確保するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全保障を図るため、バス、タクシー、トラックを利用する際の事業者の行政処分情報を公表します。

行政処分事業者の検索結果

行政処分の年月日	事業者の氏名・名称	事業者の所在地	行政処分時の違反点数	事業者	営業所
平成23年2月14日			106	106	
平成22年9月9日			97	97	
平成23年2月14日			85	85	
平成22年9月9日			83	83	

例３：自動車整備業者

国土交通省ネガティブ情報等検索システム
＜自動車整備事業者＞

【検索メニュー】
 ご利用にあたっては、検索条件をよく読み、以下のメニューから検索条件を選択して検索ボタンを押してください。

●処分等年月日
 年 月 日から 年 月 日まで

●事業者名

●都道府県

●処分等の種類

検索 リセット

【検索結果一覧】

392 件が選択されました。

処分等年月日	事業者名	事業場の所在地	処分等の種類	処分内容
2012年9月27日			認識取消	概要 詳細
2012年9月27日			認識取消	概要 詳細
2012年9月27日			認識取消	概要 詳細
2012年9月27日			認識取消	概要 詳細
2012年9月27日			認識取消	概要 詳細
2012年9月27日			認識取消	概要 詳細
2012年9月27日			認識取消	概要 詳細
2012年9月25日			保安基準適合証等の交付停止	概要 詳細
2012年9月20日			保安基準適合証等の交付停止	概要 詳細

- (注) 1 墨消し部分は個別事業者名又は所在地である。
 2 本表は、国土交通省ホームページに基づき作成した。

表 3 調査対象機関の内訳

調査対象機関（20 機関）のうち、

i) 平成 21 年度以降、行政処分等の実績がみられた 14 機関一覧

①近畿総合通信局、②大阪法務局、③近畿財務局、④大阪税関、⑤大阪国税局、⑥近畿厚生局、⑦大阪労働局、⑧近畿農政局、⑨近畿経済産業局、⑩中部近畿産業保安監督部近畿支部、⑪近畿地方整備局、⑫近畿運輸局、⑬大阪航空局、⑭近畿地方環境事務所

ii) 平成 21 年度以降、行政処分等の実績がなかった 6 機関一覧

①公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、②近畿地方更生保護委員会、③近畿中国森林管理局、④瀬戸内海漁業調整事務所、⑤大阪管区气象台、⑥第五管区海上保安本部

＜ 事 例 票 ＞

	ページ
事例票 1 (大阪法務局)	1 5
事例票 2 (近畿地方環境事務所)	1 8
事例票 3 (大阪航空局)	2 0
事例票 4 (近畿経済産業局)	2 2
事例票 5 (近畿運輸局)	2 4
事例票 6 (近畿運輸局)	2 6
事例票 7 (近畿運輸局)	2 9
事例票 8 (近畿総合通信局)	3 0
事例票 9 (大阪税関)	3 3
事例票 1 0 (大阪労働局)	3 4
事例票 1 1 (近畿経済産業局)	3 6
事例票 1 2 (中部近畿産業保安監督部近畿支部)	4 2
事例票 1 3 (近畿厚生局)	4 7
事例票 1 4 (近畿財務局)	4 8
事例票 1 5 (大阪航空局)	5 0
事例票 1 6 (近畿農政局)	5 3

事 例 票

近畿管区行政評価局

N o	事例票 1	対象機関名	大阪法務局
事項（項細目）	1－（１）		
件 名	司法書士等及び土地家屋調査士に関する不利益処分情報を所管法令に従い官報公告しているが、自局ホームページで公表していないもの		

司法書士及び司法書士法人は、司法書士法第 3 条に基づき、登記又は供託に関する手続についての代理など、また土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人は、土地家屋調査士法第 3 条に基づき、不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量などの業務に従事しており、その懲戒処分については、次表のとおり、司法書士法及び土地家屋調査士法に基づき法務局又は地方法務局の長が行うことができるとされている。

表 司法書士、司法書士法人、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分権限等

対象者	懲戒処分権者	懲戒処分の種類	関係する法令条項
司法書士	法務局又は地方法務局の長	戒告、2 年以内の業務の停止、業務の禁止	司法書士法第 47 条
司法書士法人（注 1）	同 上	戒告、2 年以内の業務の全部又は一部の停止、解散	司法書士法第 48 条
土地家屋調査士	同 上	戒告、2 年以内の業務の停止、業務の禁止	土地家屋調査士法第 42 条
土地家屋調査士法人（注 2）	同 上	戒告、2 年以内の業務の全部又は一部の停止、解散	土地家屋調査士法第 43 条

（注） 1 司法書士法人とは、司法書士法第 26 条に基づき、同法第 29 条に定める業務を行うことを目的として司法書士が共同して設立した法人をいう。

2 土地家屋調査士法人とは、土地家屋調査士法第 26 条に基づき、同法第 29 条に定める業務を行うことを目的として土地家屋調査士が共同して設立した法人をいう。

また、法務局又は地方法務局の長は、①司法書士法第 47 条に基づく司法書士への懲戒処分及び同法第 48 条に基づく司法書士法人への懲戒処分を行ったとき、②土地家屋調査士法第 42 条に基づく土地家屋調査士への懲戒処分及び同法第 43 条に基づく土地家屋調査士法人への懲戒処分を行ったときは、遅滞なくその旨を官報で公告することとされている（司法書士法第 51 条及び土地家屋調査士法第 46 条に基づく）。

さらに、法令により公表等が義務づけられている情報については、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成 16 年 11 月 12 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供することが定められている。

今回、当局が大阪法務局を調査したところ、大阪法務局長は、司法書士、司法書士法人及び土地家屋調査士に対し、次表のとおり懲戒処分を行っている状況がみられた。しかし、同局では、これらの懲戒処分結果の公表を官報で告示するのみにとどまっており、ホームページによる公表を実施していない。

なお、司法書士や土地家屋調査士等の案内や各種情報については、大阪法務局のホームページには掲載しておらず、リンク先である本省が運営する i）民事局のホームページや ii）全国の法務局

のホームページにおいて掲載しているが、これらのページにも懲戒処分情報は公表されていない。

ホームページによる公表を実施していないことについて、同局では、「司法書士及び土地家屋調査士の懲戒処分の情報は、司法書士法及び土地家屋調査士法に明記された方法（官報による公告）で公表している。なお、今までの経緯は分からないが、ホームページによる公表を定めた同指針の存在を担当者は承知しておらず、ホームページによる公表についても検討していない。」と説明している。

表 平成 21 年度以降大阪法務局長が実施した、司法書士、土地家屋調査士等への懲戒処分件数
(単位：件)

対象者	処分内容	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度 (7 月末まで)	公表状況	
						官報	ホームページ
司法書士	戒告	2	1	1		有	無
	業務停止	2	3	9	1	有	無
	業務禁止		1	1		有	無
司法書士法人	戒告			1		有	無
土地家屋調査士	戒告	1				有	無
	業務停止	1	1			有	無
	業務禁止			1		有	無

(注) 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

リンク先 1 《本省民事局ホームページの掲載状況》

[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [各組織の説明](#) > [内部部局](#) > [民事局](#) > [司法書士及び土地家屋調査士関係](#)

司法書士及び土地家屋調査士関係

司法書士及び土地家屋調査士の業務は、登記・供託の申請手続の代理等国民の権利の保全に大いに関連があるので、その適正を図るため、司法書士会及び土地家屋調査士会に対する指導、会則の認可等の事務を行っています。また、司法書士又は土地家屋調査士となるには、法務大臣が行う司法書士試験又は土地家屋調査士試験に合格すること等が必要とされているので、この試験を実施しています。

- [司法書士の業務](#)
- [司法書士試験受験案内](#)
- [司法書士の資格認定に関する訓令](#)
- [司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の認定](#)
- [土地家屋調査士の業務](#)
- [土地家屋調査士試験受験案内](#)
- [土地家屋調査士の資格認定に関する訓令](#)
- [土地家屋調査士の民間紛争解決手続代理関係業務の認定](#)

司法書士及び土地家屋調査士の業務紹介等を集約して掲載しているが、懲戒処分情報は掲載していない。

法務省の概要メニュー

- ▶ [法務省幹部一覧](#)
- ▶ [法務省の沿革](#)
- ▶ [組織図](#)
- ▶ [各組織の説明](#)
 - ▶ [内部部局](#)
 - ▶ [地方支分部局](#)
 - ▶ [施設等機関](#)
 - ▶ [外局](#)
 - ▶ [特別の機関](#)
 - ▶ [所管法人](#)
 - ▶ [特別民営法人](#)
 - ▶ [関係団体](#)

ボランティア

その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [広報・報道・大臣会見](#)

リンク先2 《本省で運営している法務局ホームページの掲載状況》

「業務のご案内」をクリック

(トップページ)

The screenshot shows the homepage of the Legal Affairs Bureau (法務局). A red box highlights the '業務のご案内' (Business Guide) link in the top navigation bar. A red arrow points from this link to a detailed view of the '業務のご案内' page. On this page, another red box highlights the '司法書士・土地家屋調査士関係' (Legal Affairs and Real Estate Surveyors) link in the main menu. A second red arrow points from this link to a detailed page about '司法書士・土地家屋調査士関係'. On this page, a red box highlights the '司法書士関係' (Legal Affairs) section, which contains a list of links including '司法書士の業務' (Business of Legal Affairs), '司法書士試験受験案内' (Examination Guide for Legal Affairs), '司法書士の資格認定に関する指針' (Guidelines for Qualification Recognition for Legal Affairs), and '司法書士の関係訴訟代理等関係業務の認定' (Recognition of Business for Proxying Related Litigation for Legal Affairs). A final red arrow points from this section to a text box stating that while business introductions are collected, disciplinary information is not posted.

「司法書士・土地家屋調査士関係」をクリック

司法書士及び土地家屋調査士の業務紹介等を集約して掲載しているが、懲戒処分情報は掲載していない。

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 2	対象機関名	近畿地方環境事務所
事項（項細目）	1－（１）		
件 名	土壌汚染対策法に定める指定調査機関の指定取消処分の公示を官報で行っているが、ホームページで公表していないもの		
土壌汚染対策法に基づく指定検査機関の指導・監督については、以下のとおり規定されている。 同法に基づく土壌の調査には、試料採取地点の選定や試料採取方法等により結果が大きく左右され、調査結果の信頼性を確保するためには調査を行う者に一定の技術的能力等が求められることから、土壌の調査を的確に実施できる者を環境大臣が指定し（法第 3 条第 1 項）、土壌の調査を行う者について当該指定を受けた者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関について環境大臣が必要な監督等を行うこととされている。 指定調査機関は、地方環境事務所長（注）に対する事業所名称変更内容等の届出義務及び業務規程の届出義務があり（法第 35 条、第 37 条第 1 項）、地方環境事務所長（注）は、指定調査機関が行う業務の信頼性確保のため、同機関に対し、①改善命令（法第 36 条第 3 項）、②適合命令（法第 39 条）、③指定取消（法第 42 条）を行うことができることとされている。 また、地方環境事務所長（注）は、指定調査機関の指定や更新を行わないことによる指定の失効、指定取消、業務廃止の際にはその旨を公示しなければならないとされている（法第 43 条）。なお、その具体的な方法は、官報告示及び公告等によるとされている（環境省水・大気環境局土壌環境課「土壌汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き（平成 22 年 4 月版）」）。 （注）土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第 27 条に基づき、これらは地方環境事務所長に権限が委任されている。 さらに、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成 16 年 11 月 12 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、法令により公表等が義務づけられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供することが定められている。 今回当局が近畿地方環境事務所を調査したところ、次表のとおり、平成 23 年度において指定調査機関の指定取消（1 件）を行っている状況がみられた。しかし、同事務所では、当該指定取消処分を官報で告示するのみにとどまっており、ホームページへの掲載による公表を実施していない。 このことについて、同事務所では、同指針の存在を承知していなかったことから、ホームページに掲載して公表していなかったが、ホームページで公表することへの技術的な問題はないとしている。 ※ なお、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととされており、同機関は一定の経理的基礎及び技術的能力を有し、土壌汚染状況調査等を公平に行うことができる者を指定することとされていることから、その指定取消情報は、調査依頼者等にとって重要な情報であると考えられ、より広範囲に情報を伝達し、かつ容易に情報にアクセスできるよう、官報のみならずホームページを活用した指定取消情報の公表が求められる。			

表 近畿地方環境事務所における指定調査機関の指定取消処分事例

指定取消年月日	取消理由	公表状況	
		官 報	ホームページ
平成 23 年 9 月 16 日	改正土壌汚染対策法に対応した業務規程が未届けだったため	有 (平成 23 年 10 月 31 日官報)	無

(注) 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

事 例 票

近畿管区行政評価局

N o	事例票 3	対象機関名	大阪航空局
事項（項細目）	1－（2）		
件 名	航空運送事業者に対する文書による行政指導について報道発表しているが、これをホームページで公表していないもの		

大阪航空局では、行政処分及び行政指導に関して、「大阪航空局所管許可事業者行政処分審査会設置要領」及び「大阪航空局の所管する本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者に対して行う行政指導について」を策定し、管内の航空運送事業者等に対する指導・監督を実施しており、平成 21 年度以降、次表のとおり、文書による業務改善勧告及び嚴重注意（いずれも行政指導）を合計 7 件実施している。

また、公表に関して、「大阪航空局広報対応要領」を策定し、行政処分及び嚴重注意以上の文書による行政指導については、同要領に定める「国民の生活及び社会的に影響・関心が高いと思われる情報に関するもの」に相当し、公表が必要であるとしており、上記 7 件の行政指導については、同要領に基づき、マスコミ各社へ報道資料を送付している。

しかし、大阪航空局では、同要領において、自局のホームページへの運営や掲載基準に関し特段規定しておらず、別途ホームページに関する運営要領等を策定していないこともあって、上記の 7 件については、自局ホームページへ掲載していない。

※「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）」により、行政機関に蓄積されている行政情報については、情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、原則としてホームページにより提供することを積極的に推進することとされている。

また、国土交通省では、建設業者等 20 分野に関し、国土交通省が定める「ネガティブ情報」（全ての行政処分及び個別の事業者に対する社会的影響の大きな行政指導等）について検索できる「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」を平成 19 年 10 月 1 日から開設し、航空運送事業者もその対象分野としている。

しかし、大阪航空局では、上記の 7 件については当該サイトへの掲載に該当するものとみなしているものの、当該サイトの運営に関して本省から事前に示された手順によると、本省から定期的（毎月）に報告が求められることとされているが、少なくとも平成 21 年 4 月以降、報告の求めがないこともあって、報告を行っておらず、上記の 7 件については当該サイトにおいても掲載されていない。

▼

表 平成 21 年度以降に大阪航空局が実施した行政処分及び行政指導とその公表、ホームページ掲載状況

処分・指導年月日	処分・指導の種類	違反行為の概要	プレス発表の実施	ホームページへの掲載	
				自局ホームページ	国土交通省(本省)ネガティブ情報等検索サイト
平成21年8月6日	厳重注意 (行政指導)	業務規程違反、作業・検査不備	有	無	無
平成22年8月18日	厳重注意 (行政指導)	業務規程違反	有	無	無
平成22年9月22日	業務改善勧告 (行政指導)	機体整備不備、整備記録不備	有	無	無
平成22年9月22日	厳重注意 (行政指導)	電波を発する電子機器の資料	有	無	無
平成22年11月24日	厳重注意 (行政指導)	整備記録及び飛行記録の虚偽記載	有	無	無
平成23年5月20日	厳重注意 (行政指導)	修理改造検査の未受検	有	無	無
平成24年4月18日	厳重注意 (行政指導)	運行に影響を及ぼす医薬品の服用、 航空日誌未登載及び飛行記録未記載	有	無	無

(注) 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

事 例 票

近畿管区行政評価局

N o	事例票 4	対象機関名	近畿経済産業局
事項（項細目）	1－（2）		
件 名	消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に係る違反行為に関して、経済産業局担当部長名による注意（行政指導）を行った場合は、年間の一覧表として件数・概要をホームページに掲載するよう経済産業本省から考え方が示されているが、これを実施していないもの		
近畿経済産業局では、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に係る違反行為に関して、経済産業省本省（商務情報政策局製品安全課）から、効率的かつ統一的な対応を確保し、また、事故の未然防止や再発拡大防止のために、次のとおり措置することについて考え方が示されているとしている。 ① 行政処分及び経済産業局長名による厳重注意（行政指導）を行った場合は、事業者名を含め、その内容についてプレス発表の上、ホームページに掲載する。 ② 経済産業局担当部長名による注意（行政指導）を行った場合は、年間の一覧表として件数・概要をホームページに掲載する。 今回、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に関し、平成 21 年度以降の行政処分及び行政指導の公表状況を調査したところ、下表のとおり、①消費生活用製品安全法に関して近畿経済産業局長による厳重注意を行った 2 件については、事業者名を含め、その内容についてプレス発表の上、ホームページにより公表されているが、②消費生活用製品安全法に関して同局産業部長による注意を行った 7 件及び電気用品安全法に関して同局産業部長による注意を行った 122 件（平成 24 年度の 17 件については、年度途中の件数であるため除いている。）については、ホームページによる公表は行われていない。 この点について、近畿経済産業局（消費経済課製品安全室）では、同局産業部長による注意を行った場合について、一般消費者に危害を及ぼすおそれがほとんどないため公表する必要はないと考えていたが、今回指摘されたように、違反行為の再発防止等の観点から公表すべきであったと考え、これまでに行った処分等について平成 24 年 11 月末に公表するとしている。 </			

表 消費生活用製品安全法に関する行政処分等とその公表状況

(単位：件)

行政処分等の種類		公表に関する本省の指示	21年度		22年度		23年度		24年度	
			処分等	公表	処分等	公表	処分等	公表	処分等	公表
行政処分	改善命令	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
	表示の禁止	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
行政指導	近畿経済産業局長による厳重注意	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	2	2	0	0	0	0	0	0
	近畿経済産業局産業部長による注意	年間の一覧表として件数・概要をホームページに掲載	6	0	1	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。
 2 平成24年度については、平成24年7月までの状況を計上した。

表 電気用品安全法に関する行政処分等とその公表状況

(単位：件)

行政処分等の種類		公表に関する本省の指示	21年度		22年度		23年度		24年度	
			処分等	公表	処分等	公表	処分等	公表	処分等	公表
行政処分	改善命令	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
	表示の禁止	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
行政指導	近畿経済産業局長による厳重注意	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
	近畿経済産業局産業部長による注意	年間の一覧表として件数・概要をホームページに掲載	51	0	30	0	41	0	17	0

- (注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。
 2 平成24年度については、平成24年7月までの状況を計上した。

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 5	対象機関名	近畿運輸局
事項（項細目）	2		
件 名	鉄道事業者等に対する行政指導結果の公表基準等を作成していないため、本省が管理運営するネガティブ情報等検索サイトや自局ホームページへの掲載にあたって、事例により公表の取扱いが異なっているもの		
近畿運輸局（鉄道部）では、鉄道事業者等に対し鉄道事業法及び軌道法に基づく指導・監督を行っており、利用者に損害や被害を与え又はもたらす恐れがあるなど、社会的に影響の大きい事故が発生した場合等において、鉄道事業者等に対し近畿運輸局長又は近畿運輸局鉄道部長等による行政指導（文書指導）を行うとともに、ホームページに掲載するなどして公表することとしている。 しかし、同局（鉄道部）では、実施した行政指導結果の公表に関する取扱いを定めていないため、次表のとおり、①社会的に影響の大きい事故等と判断したため同局鉄道部長名で行った文書指導結果を、自局ホームページで公表していない事例や、②自局ホームページで公表した文書指導結果を国土交通省（本省）ネガティブ情報検索サイトに掲載していない事例が合計 6 件みられた。 これらについて、同局（鉄道部監理課）では、①これまで、文書指導した内容のうち利用者に多大な影響を与えたものなどを自局ホームページにて公表する取扱いとしていたこと、②文書指導結果を全て国土交通省（本省）ネガティブ情報検索サイトに掲載し始めたのは平成 24 年 4 月からであり、23 年度以前の同サイトへの掲載状況までは確認していなかったことによるとしている。 なお、同局では、自局ホームページと国土交通省（本省）ネガティブ情報検索サイトで、掲載される事例が区々となっているのは好ましくないことから、公表に関する取扱いを検討していくこととしており、今後については、プレス発表をしたものについて自局ホームページに公表するとともに、本省ネガティブ情報検索サイトへも掲載する予定としている。 <			

表 平成 23 年度以降に近畿運輸局が実施した行政処分及び行政指導とその公表、ホームページ掲載状況

処分・指導年月日	処分・指導の種類	違反行為の概要	プレス発表の実施	ホームページへの掲載	
				自局ホームページ	国土交通省（本省）ネガティブ情報等検索サイト
平成23年4月7日	文書指導 （行政指導）	運転士が列車走行中に携帯電話を操作	有	有	無
平成23年8月26日	文書指導 （行政指導）	内燃動車の冷却装置送風機用補機駆動軸が落下する事態が発生	無	無	有
平成23年10月14日	文書指導 （行政指導）	運転士が運転中に携帯電話を使用	有	有	有
平成24年1月18日	文書指導 （行政指導）	駅構内で入換え車両が入換信号機の停止信号を冒進し、分岐機を割り出す事象が発生。他日には、車庫内において入換え車両の入換信号機の停止信号冒進による車両脱線事故が発生	無	無	有
平成24年2月22日	文書指導 （行政指導）	駅構内でプラットフォームにある倉庫の火災により輸送障害が発生	無	無	有
平成24年4月3日	文書指導 （行政指導）	駅構内において職員が喫煙したことにより列車の運行に支障を来した。他日にも同様の事案が発生	有	有	有
平成24年6月8日	文書指導 （行政指導）	車庫構内で入換え車両が入換信号機の停止信号を冒進し、分岐機を割り出す事象が発生。他日にも同様の事案が発生	有	有	有
平成24年7月10日	文書指導 （行政指導）	車両停止標識を冒進し、また踏切が無遮断となることを認識していたにも拘わらず退行運転を実施	無	無	有
平成24年7月26日	文書指導 （行政指導）	駅務職員が着服した遺失物であるICカード乗車券を不正に処理し、度々無賃乗車を行っていた事実が発覚	無	無	有

（注） 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 本表では、国土交通省（本省）ネガティブ情報等検索サイトへの掲載が確認できる平成 23 年度以降の状況を対象とした。

事 例 票

近畿管区行政評価局

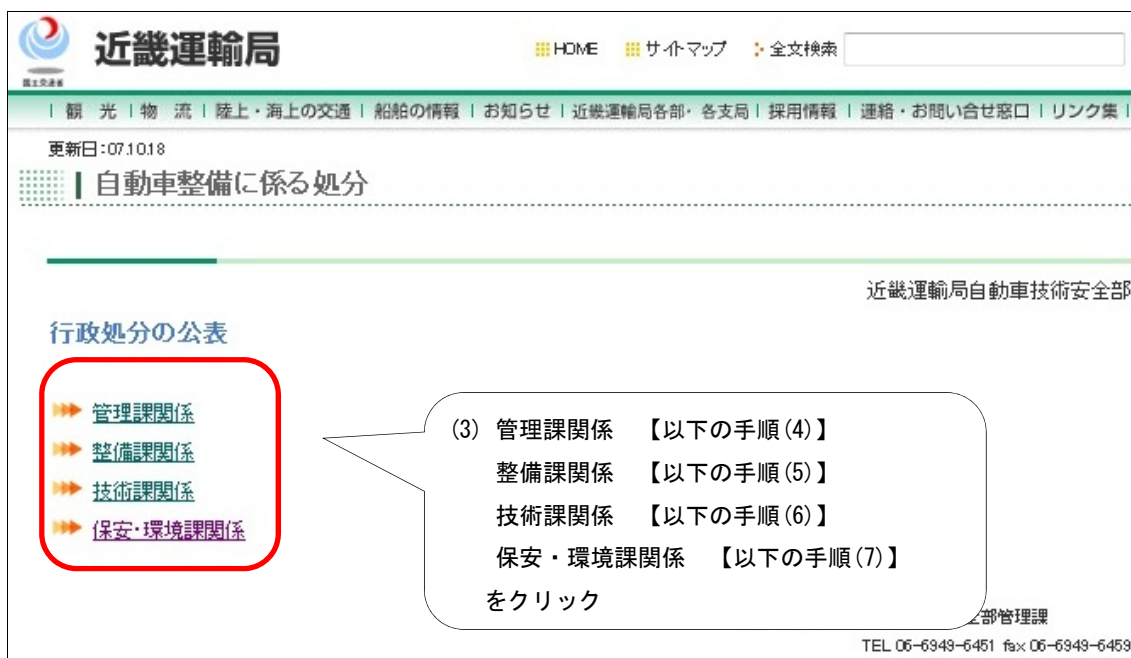
No	事例票 6	対象機関名	近畿運輸局
事項（項細目）	2		
件 名	自動車整備業者の不利益処分情報をホームページに集約して掲載しているが、長年該当事例がないことから更新されておらず、以前の状態のままとなっているもの		
近畿運輸局では、自局ホームページに「表彰・処分」の掲載ページを設けており、「バス・タクシー・トラックの行政処分」、「自動車整備業に係る処分」及び「船員法等関係法令違反船舶所有者について」とした掲載ページを設け、自局で行政処分等を行った情報を掲載することとしている。このうち、自動車技術安全部が管理している「自動車整備に係る処分」については、i）管理課関係、ii）整備課関係、iii）技術課関係、iv）保安・環境課関係の4つの掲載ページを設けている。 掲載ページに至る手順 ： 近畿運輸局ホームページ（トップページ） >「表彰・処分」 【手順図の(1)】 >「自動車整備業に係る処分」 【手順図の(2)】 >「管理課関係」「整備課関係」「技術課関係」「保安・環境課関係」 【手順図の(3)】 また、ホームページ等の掲載情報の内容については、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成16年11月2日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）において、「最新の状態を維持管理することとする。」と示されている。 しかし、今回当局が調査したところ、上記「自動車整備に係る処分」i）～iv）の4つの掲載ページのうち、3つの掲載ページについては、次のとおり、最新の情報が掲載されていない状況がみられた。 ① 4つの掲載ページのうち、ii）整備課関係を除く3つ（i）管理課関係、iii）技術課関係、iv）保安・環境課関係）のページについては情報が更新されておらず、5年以上前（古いものは10年以上前）の情報が掲載されている。【手順図の(4)、(6)、(7)に該当】 ② 4つの掲載ページのうち1つ（iv）保安・環境課）には、組織再編前の課名（安全・環境課（現保安・環境課））が掲載されている。【手順図の(7)に該当】 これについて、同局では、5年以上情報を更新していなかった3つの掲載ページの行政分野では、最終更新した時点から現在まで事業者への処分実績がなかった（注）ことから、該当ページの更新を行っていなかったとしているが、誤解を生じるためその後削除している。 （注）5年以上情報を更新していなかった3つの掲載ページの行政分野（i）管理課関係、iii）技術課関係、iv）保安・環境課関係）について、iii）技術課関係では所管する業務のうち事業者への処分権限のあるものはなく、i）管理課関係及びiv）保安・環境課関係では所管する業務のうち事業者への処分権限はあるものの少なくとも平成13年2月以降処分実績がない。			

《近畿運輸局ホームページ「自動車整備に係る処分」の各課処分内容のページに至る手順》

近畿運輸局ホームページ（トップページ）



(2) 「自動車整備業に係る処分」をクリック





近畿運輸局自動車技術安全部管理課

処分の公表

平成13年2月

処分該当事案はありません

[BACK](#) [HOME](#)

(4)「管理課関係」のページは平成13年2月が最終更新であり、現在まで10年以上更新されていない。

近畿運輸局

HOME サイトマップ 全文検索

更新日:08.11.11

自動車整備に係る処分

近畿運輸局自動車技術安全部

道路運送車両法に基づく自動車整備事業に係る処分の公表

道路運送車両法に基づく自動車整備事業に係る処分の公表は国土交通省ネガティブ情報等検索サイトに掲載しています。

▶ [国土交通省ネガティブ情報等検索サイト](#)
[自動車整備事業者](#)

[自動車整備事業に係る処分基準について](#)
(国土交通省:自動車局:自動車整備サイトにリンクします。)

[自動車検査員再教習未受講一覧表について](#)
(国土交通省:自動車局:自動車整備サイトにリンクします。)

(5)「整備課関係」のページは、順次更新されている。また、国土交通省（本省）ネガティブ情報等検索サイトのページへのリンクも貼られている。

近畿運輸局自動車技術安全部技術課

処分の公表

平成19年3月

処分該当事案はありません

[BACK](#) [HOME](#)

(6)「技術課関係」のページは平成19年3月が最終更新であり、現在まで5年以上更新されていない。

近畿運輸局自動車技術安全部安全・環境課

処分の公表

平成13年2月

処分該当事案はありません

[BACK](#) [HOME](#)

(7)「保安・環境課関係」のページは平成13年2月が最終更新であり、現在まで10年以上更新されていない。また、本ページには古い課名「安全・環境課（現 保安・環境課）」が掲載されている。

事 例 票

近畿管区行政評価局

N o	事例票 7	対象機関名	近畿運輸局
事項（項細目）	2		
件 名	ホームページによる港湾運送事業者に対する文書警告（行政指導）の公表時期が、警告日の 27 日から 56 日後となっているもの		

近畿運輸局（海事振興部 貨物・港運課）では、港湾運送事業法に基づき、毎年度、港湾運送事業者を対象に港湾運送事業監査を実施し、その結果を踏まえ、平成 21 年度から同 23 年度の 3 年間に於いて、延べ 36 事業者に対して、港湾運送料金違反等については是正を行うよう文書警告（行政指導）を行っている。

また、文書警告に当たっては、「港湾運送事業監査要領」（平成 18 年 5 月 9 日港湾局港湾経済課長国港経第 32 号）により、その旨公表することとし、近畿運輸局では、上記の延べ 36 事業者について、自局のホームページ及び掲示板に事業者名、住所、事業の種類及び文書警告年月日を掲載している。

しかし、公表に当たっては、当該違反事業者の早期の是正を促すため、また、他の事業者の法令遵守を促すためにも警告文書の施行から速やかにこれを実施することが適切であると考えられ、さらに、今回調査対象とした 14 機関においても概ね即日等速やかに公表しているところ、上記の延べ 36 事業者に係る公表の時期をみると、下表のとおり、文書警告日より 27 日から 56 日を経過した時点となっている。

なお、貨物・港運課では、システム上の理由など公表までに約 1 か月を要する特段の事情は無いとしている。

表 文書警告から公表までの平均所要日数

監査実施年度	文書警告年月日	警告した事業者数	公表年月日	文書警告から公表までの所要日数
平成21年度	平成22年2月9日	3	平成22年4月6日	56
	平成22年3月8日	10		29
平成22年度	平成23年2月10日	12	平成23年3月10日	28
平成23年度	平成24年2月3日	11	平成24年3月1日	27
文書警告から公表までの平均所要日数				30.3

（注）本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

事例票

近畿管区行政評価局

N o	事例票 8	対象機関名	近畿総合通信局
事項（項細目）	2		
件 名	年度報告で公表している行政処分情報を、処分後、速やかに公表することが適切なもの		

近畿総合通信局では、免許を受けずに電波を発射し、放送や航空、海上、消防、救急用の通信や携帯電話等の重要無線通信に混信・妨害を与える不法無線局の取締りや行政処分等を行っている。

また、不法無線局について警察署や海上保安庁とともに取締りを行った結果、告発した事例については、再発防止を図るため、告発後に報道発表するとともに自局のホームページに掲載して周知を図っている。なお、平成 21 年度以降の告発件数は次表のとおり。

（不法無線局の告発事例をホームページで公表している状況）

総務省トップ > 組織案内 > 地方支分部局 > 近畿総合通信局

近畿総合通信局の紹介

2012年10月23日 **大阪ミナミの繁華街で不法無線局摘発**

2012年10月19日 和歌山県紀美野町のデジタル混信対策計画の公表

2012年10月... 総務省トップ > 組織案内 > 地方支分部局 > 近畿総合通信局 > 報道発表資料 > 大阪ミナミの繁華街で不法無線局摘発

報道資料

平成24年10月23日
近畿総合通信局

大阪ミナミの繁華街で不法無線局摘発

－大阪市中央区で警察署と共同で取締りを実施－

近畿総合通信局（局長：野津 正明）は昨夜から、大阪府南警察署と共同で大阪市中央区の通称ミナミの繁華街において不法無線局の取締りを実施しました。
今回の取締りでは、免許を受けずに無線局を開設し所持していた8名を電波法違反で摘発しました。
取締り結果は、以下のとおりです。

1 不法無線局の種類及び局数
不法アマチュア無線局 5局
外国規格無線局 2局

2 被疑者の住所及び職業
大阪府東大阪市在住 アルバイト（22歳 男）他5名

3 関係法令及び適用条項
電波法第4条（不法開設）
電波法第110条第1号（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

4 参考事項
近畿総合通信局では、電波利用環境保護のため、今後も捜査機関の協力を得て、不法無線局の取締りを行っていく方針です。

付記：本件は、大阪府南警察署においても報道発表されます。

表 不法無線局の告発実績（近畿総合通信局管内）

平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
6 1 件	5 1 件	6 6 件

（注）本表は、近畿総合通信局公表資料に基づき作成した。

また、同局では、平成 22 年度に合計 4 件について行政処分を行い、このうち事業者については、以下の 1 件について実施している。

表 近畿総合通信局が事業者に対して実施した平成 22 年度行政処分事案

区分	事案の内容等
事業者	免許を受けずに移動局 2 局を開設・運用していたタクシー事業者に対して、同社が免許を受けていた他のタクシー事業用無線局を 28 日間運用停止

(注) 本表は、平成 23 年 4 月 27 日に公表された「平成 22 年度近畿管内における電波監視の概要」に基づき作成。

しかし、上記行政処分の公表方法としては、電波監視の概要として年度単位に取りまとめられる資料（「平成 22 年度近畿管内における電波監視の概要」）の中で示されたもので、行政処分の時点で公表（報道発表及びホームページへの掲載）していない。

この状況について、同局では、「本省から示されている処分基準には、公表の扱いについては示されていないので、個別に判断してきたが、従来から、電波監視分野においては、告発事案のみを摘発時点で報道発表及びホームページに掲載して公表してきた。」と説明している。

なお、過去の他の行政処分の取扱状況をみると、平成 21 年 8 月に同局が実施した無線従事者に対する以下の行政処分事案については、行政処分の実施と同時に、報道発表及びホームページに掲載している状況がみられた。

（平成 21 年度の行政処分結果公表事例）

同局では、兵庫県内在住の男性に対し、電波法違反で 42 日間の無線従事者として無線局に従事することの停止処分を実施している。当該男性は、業務用無線機の販売を目的にエリア調査を行うに当たり、免許を受けずに同調査に使用する無線局（実験試験局）を開設していたもので、電波法第 4 条に違反したもの。



(平成 21 年度の行政処分結果公表事例のホームページ掲載状況)

近畿総合通信局
Kinki Bureau of Telecommunications

文字の大きさを変更する 小 中 大
Google カスタム検索 検索

ホーム 放送 電気通信 地域情報化 電波利用 電波環境 安心・安全 信書便事業 その他 局の情報

現在位置: ホーム > 報道発表資料 > 報道発表資料(平成21年)

報道発表資料(平成21年)

目次

- ▼平成21年12月
- ▼平成21年11月
- ▼平成21年10月
- ▼平成21年9月
- ▼平成21年8月
- ▼平成21年7月

平成21年8月

- 【8月31日】・和歌山県田辺市のコミュニティ放送局に免許を交付
- 【8月31日】・近畿2府4県の移動体通信(携帯電話・PHS)の普及状況(平成21年6月末)
- 【8月26日】・本州最南端の地上デジタル放送中継局開局で記念イベントを開催 ～日本全国“地デジで元気!”キャンペーン「いよいよ開局 新宮! 串本!」を開催～
- 【8月24日】・平成22年度における情報通信の研究開発課題の公募説明会を開催 ～戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)及び地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業(SPEER ICT)の公募～
- 【8月21日】・電波法違反で無線従事者に42日間の従事停止処分
- 【8月17日】・奈良県下市町のケーブルテレビサービスのエリア拡大に許可
- 【8月5日】・大阪府岸和田市で不法無線局の共同取り締まりを実施

現在位置: ホーム > 報道発表資料 > 報道発表資料(平成21年) > 電波法違反で無線従事者に42日間の従事停止処分

電波法違反で無線従事者に42日間の従事停止処分

報道発表/平成21年8月21日

近畿総合通信局(局長:稲田 修一)は本日、免許を受けずに無線局を開設し、これを運用した兵庫県川西市に在住の男性に対し、電波法違反により、42日間の無線従事者として無線局に従事することの停止処分を行いました。

1 違反の概要

当該男性は、業務用無線機の販売を目的にエリア調査を行うに当たり、同調査に使用する無線局(実験試験局)の免許を受けずに開設していたもので、電波法第4条に違反したものです。

本件は、業務用無線局の開設を希望する第三者が当局に対してその相談を行った際に、当該男性が同無線局を使用して行ったエリア調査の結果を提出したことにより判明したものです。

2 行政処分の内容

当該男性は、無線従事者資格(第二級陸上特殊無線技士、旧 特殊無線技士 無線電話乙)を有しながらも電波法違反を行ったもので、電波法第79条第1項に基づき、無線従事者として42日間、その業務への従事停止処分を行いました。

【参考】(電波法抜粋)

第4条

事 例 票

近畿管区行政評価局

N o	事例票 9	対象機関名	大阪税関
事項（項細目）	2		
件 名	平成 23 年度に通関業法に基づいて通関業者に対して業務停止処分を行っているところ、掲示板（法令義務による公表）及びホームページによる掲載期間が 15 日間で、業務停止期間の末期以前に終了しているもの		

通関業法第 34 条第 2 項によると、税関長は通関業者に対して同条第 1 項の規定による処分をした時は、遅滞なくその旨公告しなければならないとされ、また、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成 16 年 11 月 12 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）によると、公告等の方法により法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加えホームページでも提供することとされている。

今回、大阪税関が平成 21 年度以降、通関業法第 34 条第 1 項の規定に基づき実施した 1 件の行政処分（通関業務の全部停止：71 日間）について、その公表状況を調査したところ、大阪税関では、同法第 2 項に定める公告については、通関業法基本通達 34-5 に定めるとおり、処分日にその内容を庁舎において掲示し、また、上記指針が定めるホームページへの掲載についても、自局のホームページ内に「通関業者の監督処分に関する公告欄」を設け、掲示と同一の内容を処分日に掲載している。

しかし、本件に係るホームページの掲載期間をみると、次表のとおり、処分日の平成 23 年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日までの 15 日間となっており（庁舎掲示期間も同一）、9 月 2 日から 11 月 10 日までの 70 日間については、処分による通関業務の停止期間であるが、処分内容の掲載等がなされていない状況となっている。

なお、大阪税関によると、通関業の許可、許可の消滅、通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分に当たっては、その旨の公告義務があるが、庁舎掲示及びホームページへの掲載に関する期間については特に規程等により定められておらず、該当事例がある場合は、通常約 1 か月程度掲示、掲載しているとしている。また、本件の場合は、関税法の違反を端緒とし、当該事業者が通関業の許可を受けていた複数の税関（大阪税関等 5 税関）で同時に処分を行ったことから、公表期間についても統一性を図り、これを等しく 15 日間としたものであるとしている。

表 大阪税関が通関業者に対して実施した行政処分の内容とその公表状況（平成 21 年度以降の 1 件）

処分内容	処分の種類	通関業務の全部停止
	根拠条文	通関業法 34 条第 1 項
	処分日	平成 23 年 8 月 18 日
	業務停止期間	平成 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 10 日までの 71 日間
	違反内容	関税法第 111 条第 2 項等の規定に違反
公表状況	根拠条文	通関業法 34 条第 2 項
	掲示期間	平成 23 年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日までの 15 日間
	ホームページ掲載期間	平成 23 年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日までの 15 日間

（注）本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 10	対象機関名	大阪労働局
事項（項細目）	3		
件名	ホームページの報道発表資料欄等で記者レク資料等を公表しているが、集約化されておらず、また、件名に事業者名等の個別情報がないことから、一覧性が確保されていないもの		

大阪労働局では、平成 21 年度以降、労働者派遣法に基づき、労働者派遣事業者に対し、i) 多重派遣等の個別の違反内容（後述の ii を除く）を端緒とした行政処分（事業停止命令、事業改善命令）を 9 社に対し、ii) 同法に定める事業報告書が未提出であったことを端緒とし、所在不明であることが判明した事業者に対する行政処分（事業停止命令、事業改善命令）を 160 社に対しそれぞれ実施しており、処分結果については、随時、同局ホームページの「報道発表資料」や「報道発表資料一覧」のコーナーに掲載し公表している。

なお、ii の所在不明事業者への処分結果の公表は、複数の事業者をまとめて公表する形式をとっている。

しかし、次のとおり、これらの労働者派遣事業者に関するネガティブ情報について、一覧性が確保されていない状況となっている。

① 「報道発表資料」等のコーナーには行事事案等の各種情報を掲載していることから、労働者派遣法関係のネガティブ情報はこれらの資料の中に散在しており、集約化されていない。

なお、労働者派遣法を所管する部署では、「各種法令・制度・手続き」のページの中に「労働者派遣事業関係」のページを設定し各種情報を掲載しているが、同ページにネガティブ情報を掲載していない。

② 上記 i に係る行政処分結果については、事例の件名に事業者名等の個別情報がなく、同種の事例は同じ件名で示されていることから、目的の情報を得るためには、1 件 1 件、該当する事例が表示されるまでクリックして確認する必要があるものとなっている。

なお、同局が「報道発表資料」等のコーナーで掲載している他の行政処分等の事例（厚生労働省本省で行政処分等を実施した障害者雇用促進法関係の事例）では、当該事例の件名に事業者名を記載し、目的となる情報を分かりやすく掲載しているものがみられる。

※ 他機関では、行政処分等の実施結果を集約したページを設け、個々の事例の件名に被処分者名、処分年月日等、当該事例を特定するための具体的情報を含めて表示し、目的の事例を探しやすくして、情報の一覧性についても確保している例がみられる。（事例票 14（近畿財務局）「金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載状況」参照）

(大阪労働局ホームページにおける掲載状況)

掲載場所：トップページ＞ニュース＆トピックス＞報道発表資料

OSAKA LABOUR BUREAU

厚生労働省 **大阪労働局**

サイトマップ お問い合わせ Google™カスタム検索

ニュース＆トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 労働局について よくあるご質問

ホーム＞ニュース＆トピックス＞報道発表資料

ニュース＆トピックス

- 大阪労働局からの新着情報
- 報道発表資料

報道発表資料

● 報道発表資料一覧

2012年11月19日	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について (NEW)
14日	「改正高齢法」「なでしこ大作戦」周知について 大阪労働局長が関係連に協力要請 (NEW)
	障害者雇用状況の集計結果(平成24年6月1日現在の大阪における障害者の雇用の状況について) (NEW)
	職業性胆管がん電話相談ダイヤルの設置
	派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について
2012年07月09日	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について
2012年07月03日	定期健康診断の結果について ～年々上昇していた有所見率が減少に転じる～
2012年06月28日	「バウハラ防止セミナー in 大阪」の開催について
	[]を障害者雇用率未達成企業として公表
	登録教習機関に対する業務停止命令の行政処分について
	がれき処理における労働災害防止のための講習会の開催について
	求人・求職状況速報(3月分)
	平成22 年定期監督等の概要について
	平成22 年申告事案の概要について
	平成23年度の大阪危険ゼロ先取運動について
2011年04月22日	大阪商工会議所と連携し、東日本大震災被災者向け求人の確保を行います
2011年04月19日	「東日本大震災被害に伴う各種助成金の活用セミナー」の開催について
2011年04月15日	「『日本はひとつ』大阪しごと協議会」を設置初会合は平成23年4月19日開催
	派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

- 労働者派遣法に基づく行政処分情報が他の情報の中に混在している。
- また、事例の件名に事業者名等の個別情報がなく、同種の事例は同じ件名で示されている。

また、他の行政処分等の事例（厚生労働省本省で行政処分等を実施した障害者雇用促進法関係の事例）では、件名に事業者名を記載しているものがみられる。

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 1 1	対象機関名	近畿経済産業局
事項（項細目）	3		
件 名	ホームページの新着情報欄等で記者レク資料等を公表しているが、ホームページ内に散在しており、一覧性が確保されていないものなど		

① 近畿経済産業局では、特定商取引に関する法律、消費生活用製品安全法及びガス事業法等に基づいて指導監督を行い、その結果、行政処分等を実施した状況をホームページ等で公表している。

ホームページへの情報掲載については、平成 21 年 11 月、それまでの取扱いを整理し、「近畿経済産業局ホームページ運営基本方針」（平成 21 年 11 月 19 日広報委員会策定）としてとりまとめており、ネガティブ情報に関しても、同方針に定める「報道発表情報」又は「その他各種政策説明等対外的に公表すべき事項」に該当するとして、主にプレス発表した内容を処分等の実施日と同日に掲載することとしている。

しかし、ホームページにおけるネガティブ情報の掲載状況をみると、以下のとおり、「報道発表」欄（平成 19 年 3 月以降掲載）や特定商取引に関する法律関係のページである「消費者相談室」欄等（平成 19 年 11 月以降掲載）において、これらネガティブ情報が各種情報の中に散在して掲載されており、ネガティブ情報の一覧性や検索性が確保されていないものとなっている。

② 上記の状況のほかに、「報道発表」欄や「消費者相談室」欄では、過去に掲載されたネガティブ情報でリンク切れが発生し、詳細な情報が分からなくなっているものがあることから、掲載期間を踏まえた情報の整理が必要とみられる。

例 1：平成 18 年 10 月 27 日付けで「報道発表」欄に掲載された「特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令」の事例について、リンク切れが発生している。

例 2：経済産業省本省ホームページの該当ページが削除されたため、以下のページでリンク切れが発生している。

- ・平成 17 年 11 月 30 日付けで「報道発表」欄に掲載された「消費生活用製品安全法第 82 条に基づく緊急命令」の事例
- ・平成 19 年 11 月 28 日以前に「消費者相談室」欄に掲載された「経済産業省が行った特定商品取引に関する法律による行政処分」の事例

近畿経済産業局によると、上記基本方針により、ホームページの掲載期間については、原則 5 年間で定めているが、ネガティブ情報の一覧表を設ける等により一覧性を確保する場合は、ネガティブ情報に関する適切な掲載期間について、あらためて検討する必要があるとしている。

※ ネガティブ情報の一覧表を設ける等により、情報の一覧性や検索性が確保され、利便性が向上すると考えられる。

なお、他機関では、行政処分等の実施結果を集約したページを設け、個々の事例の件名に被処分者名、処分年月日等、当該事例を特定するための具体的情報を含めて表示して、目的の事例を探しやすくし、情報の一覧性についても確保している例がみられる。（事例票 14（近畿財務局）「金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載状況」参照）

(ネガティブ情報が各種情報の中に散在しており、一覧性や検索性が確保されていない例)

○「報道発表」のページ

経済産業省 近畿経済産業局

局のご案内 求人案内・インターンシップ 新着情報配信サービス
相談窓口(待機公開等) 経済産業省・他局 関連サイトリンク

補助金・公募・入札 主な政策 統計・経済動向 イベント・行事 報告書・報道発表

近畿経済産業局ホーム > 報道発表

Googleカスタム検索 サイト内検索

報道発表

▼ 過去の報道発表はこちら

- 平成23年3月31日(木)
 - ・地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を行いました
 - ・大型小売店販売状況(平成23年2月速報)を掲載しました
- 平成23年3月29日(火)
 - ・平成22年(1月～12月)近畿地区工場立地動向調査(速報)を公表しました
- 平成22年8月16日(月)
 - ・管内電力実績(平成22年6月分)を公表しました
- 平成22年8月10日(火)
 - ・ガス事業法違反に対する厳重注意について
- 平成22年8月5日(木)
 - ・2010年、動き出した関西デザイン戦略 ～デザインと感性を活かしたものづくりの活性化と新たな市場形成に向けて～
- 平成22年8月2日(月)
 - ・大型小売店販売状況(平成22年6月速報)を掲載しました

近畿経済産業局ホームページの報道発表欄に、ネガティブ情報(この場合、ガス事業法違反に対する厳重注意)が混在して掲載されている。

経済産業省 近畿経済産業局

近畿経済産業局ホーム > 報道発表

ガス事業法違反に対する厳重注意について

この記事に関する問い合わせ先

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 ガス事業課 中部近畿産業保安監督部近畿支部 保安課	
Tel	06-6966-6049(ガス事業課) 06-6966-6050(保安課)
FAX	06-6966-6091(ガス事業課) 06-6966-6093(保安課)

最終更新日:平成22年8月10日

近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部は、[]が[]において、ガス事業法第37条の2の規定に基づき義務付けられている経済産業大臣(経済産業局長・産業保安監督部長に権限委任)の許可を受けずに簡易ガス事業を行っていた事実を確認しました。

このことは、公共の安全の維持又は災害発生防止の観点から、極めて不適切な事案であり、誠に遺憾であります。

このため、近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部は、原因究明及び再発防止策について報告を指示したところ、7月12日付けで業務改善報告書の提出を受け、本日(8月10日)、[]に対し、二度とこのような違法行為が繰り返されることのないよう、文書による厳重注意を行いました。

また、簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者に対して、関係団体を通じてガス事業法の遵守について要請しました。

なお、当該地域については、供給地点数の減少により、違法状態が解消される予定です。

1. 概要

(1) 近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部は、[]が[]において、ガス事業法第37条の2に規定する近畿経済産業局長及び中部近畿産業保安監督部長の許可を受けずに簡易ガス事業を行っていた旨の一般消費者からの匿名の投書(平成22年5月31日)を受け、直ちに[]に対して、ガス事業法第47条の規定に基づく立入検査を実施しました。

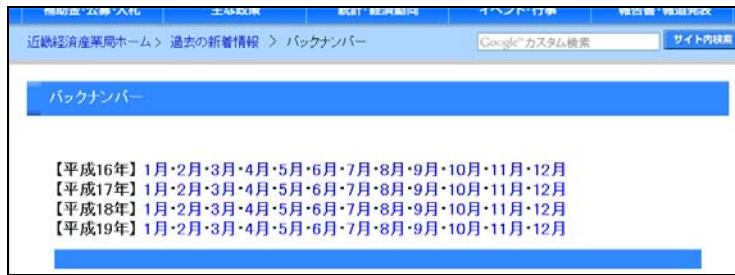
(2) 立入検査の結果、液化石油ガス販売事業の小規模導管としてガスの供給を行っていたところ、供給地点数の増加で、ガス事業法に基づく許可を受ける必要がある簡易ガス事業に該当したにもかかわらず、同法の許可を受けずにガスの供給を継続していた事実を確認しました。

2. 近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部の対応

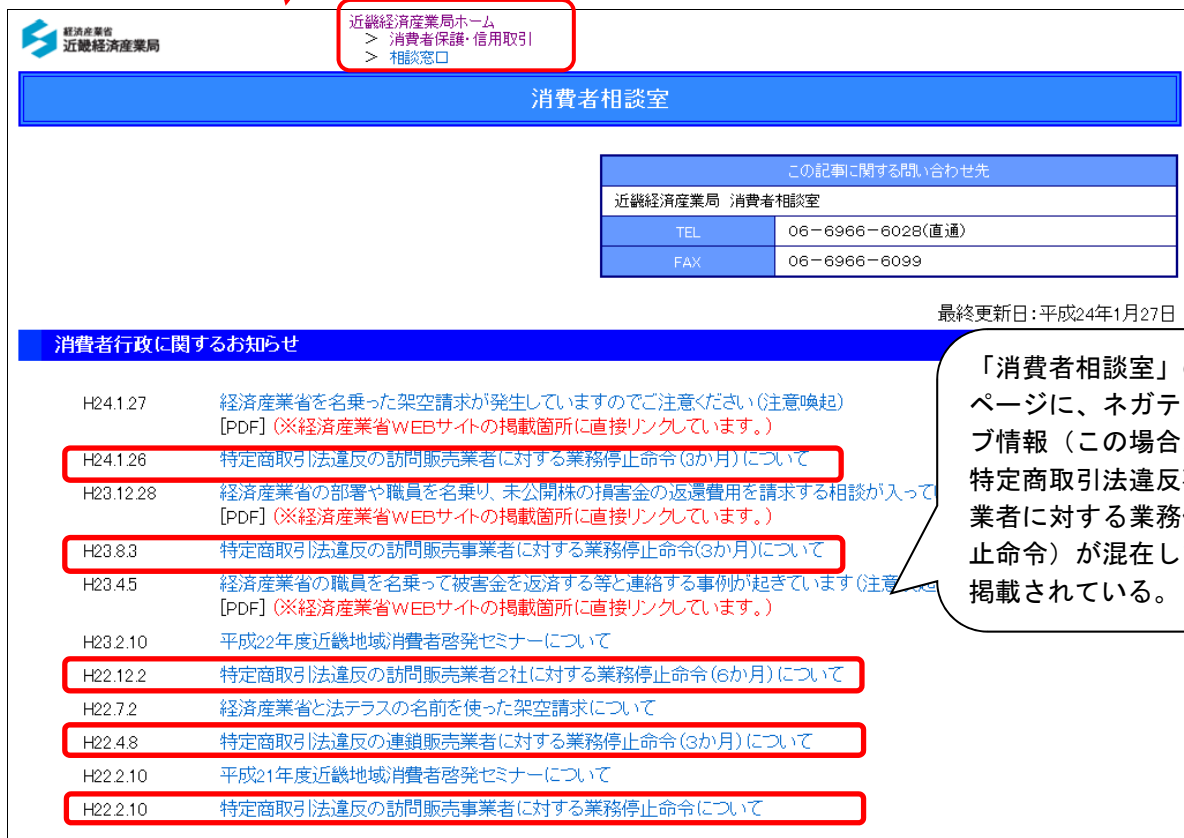
ガス事業法違反に対し事業者に厳重注意を行った事例が掲載されている。

(注) 墨消し部分は個別事業者名又は地名である。

○バックナンバーの掲載状況



○「消費者相談室」のページ

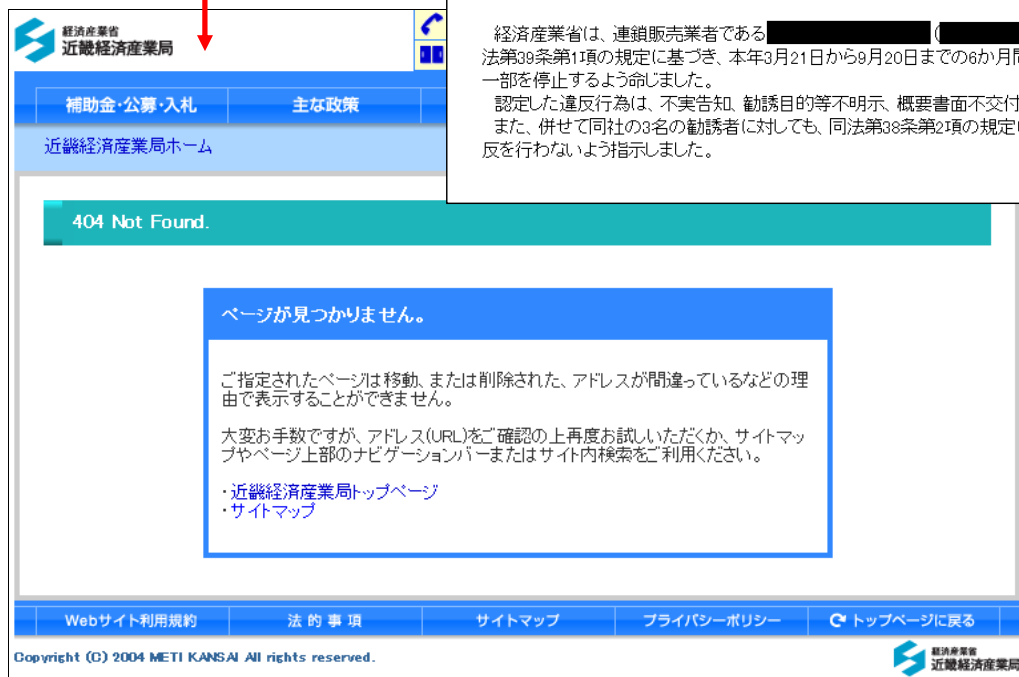


○「報道発表 平成 18 年度分」のページ



リンクあり

リンク切れが発生



- 39 -

○「報道発表 平成17年度分」のページ

経済産業省
近畿経済産業局

局のご案内
相談窓口(情報公開等)

求人案内・インターンシップ
経済産業省・他局

新着情報配信サービス
関連サイトリンク

近畿経済産業局ホーム > 報道発表 > 報道発表(平成17年度分)

Google カスタム検索

サイト内検索

報道発表 平成17年度分

▲今年度分はこちら
▼過去の報道発表はこちら

■平成18年3月31日(金)

- ・「大型小売店販売状況(平成18年2月速報)」を掲載しました

■平成18年3月30日(木)

- ・「近畿地域経済の生産性実態調査(TFP(全要素生産性)分析)について」

■平成18年3月15日(水)

- ・「近畿経済の動向(平成18年3月)」を掲載しました

■平成17年12月2日(金)

- ・経済トピックス「近畿地域鉱工業生産動向の先行きについての推測(pdf,30KB)」 「『経済指標くろーずあっぷ』意見について(pdf,238KB)」

■平成17年11月30日(水)

- ・「**消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令について**」
「大型小売店販売状況(平成17年10月速報)」を掲載しました

■平成17年11月24日(木)

- ・「近畿地域鉱工業生産動向(平成17年9月確報)」更新しました

■平成17年11月21日(月)

- ・「近畿地域経済産業の動向」を掲載しました

■平成17年11月15日(火)

- ・管内電力実績(9月分)を更新しました

経済産業省 近畿経済産業局

M E T I K A N S A I

近畿経済産業局

 **経済産業省近畿経済産業局** 近畿経済産業局ホームページ

M E T I K A N S A I 主な政策・製品安全4品・品質表示

〃に対する消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令について

この記事に関する問い合わせ先	
近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	
TEL	06-6966-6098
FAX	06-6966-6085

最終更新日：平成17年11月30日

平成17年11月29日付けをもって、経済産業省は、**〃**が昭和60年～平成4年に製造した温風暖房機から一酸化炭素が漏洩する可能性があることから、同社に対し、消費生活用製品安全法第82条の規定に基づき、該当する製品について、回収又は点検及び改修、危険性の周知等必要な措置をとるよう緊急命令を発動しました。

詳細については**経済産業省のHP**をご覧ください。

お問い合わせ窓口：経済産業省商務情報政策局製品安全課
 <TEL> 03-3501-1511(代表)

ページが見あたりません

アクセスしていただいたページは、削除もしくは移動した可能性があります。
大変お手数ですが、アドレス（URL）をご確認の上再度お探しいただくか、
トップページやサイトマップ、またはページ上部のサイト内検索をご利用ください。

- ② [経済産業省ウェブサイトトップページ](#)
- ③ [サイトマップ](#)

お探しのページが国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業（Web Archiving Project）」ホームページに保存されている場合がありますのでご利用下さい。

※検索ページへジャンプします。「URL」欄にお探しのページのURLまたはファイル名（URL最後の「/」以降の「〇〇〇〇.html」）またはキーワード項目に「経済産業省」と入力し、検索してください。

- ② [「インターネット資料収集保存事業（Web Archiving Project）」ホームページ](#)

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

○「消費者相談室」のページ



経済産業省
近畿経済産業局

近畿経済産業局ホーム
> 消費者保護・信用取引
> 相談窓口

消費者相談室

この記事に関する問い合わせ先	
近畿経済産業局 消費者相談室	
TEL	06-6966-6028(直通)
FAX	06-6966-6099

最終更新日:平成24年1月27日

消費者行政に関するお知らせ

H24.1.27 経済産業省を名乗った架空請求が発生していますのでご注意ください(注意喚起)
[PDF] (※経済産業省WEBサイトの掲載箇所に直接リンクしています。)

H24.1.26 特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令(3か月)について

H23.12.28 経済産業省の部署や職員を名乗り、未公開株の損害金の返還費用を請求する相談が入っています(注意喚起)
[PDF] (※経済産業省WEBサイトの掲載箇所に直接リンクしています。)

H18.12.11 特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する業務の一部停止命令(3か月)について

H19.11.28 特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引の一部停止命令(6か月)について

経済産業省が行った特定商取引に関する法律による行政処分
(※経済産業省WEBサイトの掲載箇所に直接リンクしています。)

H18.8.2 海外商品先物取引について
(※経済産業省WEBサイトの掲載箇所に直接リンクしています。)
ロンドン、ニューヨーク、シカゴなど海外の商品市場において行う、大豆、コーヒー、金、銀、石油製品等の先物取引について注意喚起します。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

[本文へ](#) [よくあるご質問](#) [サイトマップ](#)
文字サイズ変更 小 **中** 大

🔍 サイト内検索 Google™ カスタム検索 [> 拡張検索](#)

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計 申請・お問合せ English

ページが見あたりません

アクセスしていただいたページは、削除もしくは移動した可能性があります。
大変お手数ですが、アドレス(URL)をご確認の上再度お探しいただくか、
トップページやサイトマップ、またはページ上部のサイト内検索をご利用ください。

- ① 経済産業省ウェブサイトトップページ
- ② サイトマップ

お探しのページが国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業(Web Archiving Project)」ホームページに保存されている場合がありますのでご利用下さい。
※検索ページへジャンプします。「URL」欄にお探しのページのURLまたはファイル名(URL最後の「/」以降の「〇〇〇〇.html」)またはキーワード項目に「経済産業省」と入力し、検索してください。

- ③ 「インターネット資料収集保存事業(Web Archiving Project)」ホームページ

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 12	対象機関名	中部近畿産業保安監督部近畿支部
事項（項細目）	3		
件 名	ネガティブ情報の一覧性、統一性が図られていないもの		
中部近畿産業保安監督部近畿支部では、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び鉱山保安法等に基づいて指導・監督を行い、その結果、行政処分等を実施した事例について、ホームページ等で公表している。 同支部では、業務実施計画において業務の透明性を確保することを取り上げ、行政処分結果、立入検査結果等についてもホームページに速やかに掲載・周知することとしている。また、ホームページへの情報掲載については、それまでの取扱いを整理し、「プレス・ホームページ掲載基準について」（平成 22 年 5 月近畿支部部議決定）として取りまとめ、個別事業者等への指導、処分等については、全てホームページに掲載するなどとしている。 今回、当局において、ホームページにおけるネガティブ情報の掲載状況を調査したところ、各ページで掲載方法が異なっているなど、以下のとおり改善の余地がみられた。（なお、一部については見直しに着手している。） ① 同支部では、所管する「電気の保安」、「ガス・火薬類等の保安」、「鉱山の保安」の 3 つの分野のネガティブ情報等を区分してホームページに掲載している。 このうち、電力安全課が担当する「電気の保安」のページについては、電気事業法や電気工事業の業務の適正化に関する法律に関する嚴重注意（行政指導）事例が掲載されているが、平成 16 年 5 月以降の各種情報の中に散在しており、これらネガティブ情報の一覧性が確保されていないものとなっている。 一方、他の部署が担当するホームページをみると、以下のとおり、一覧性が確保されたものとなっている。 ○ 保安課が担当する「ガス・火薬類等の保安」のページには、「嚴重注意」のページがあり、ガス事業法違反に対する嚴重注意の事例、液化石油ガス保安業務の実施状況に係る嚴重注意の事例等を集約して掲載している。 ○ 鉱山保安課が担当する「鉱山の保安」のページには、「行政措置」のページがあり、鉱山災害等に係る鉱業権者に対する嚴重注意や注意事例を集約して掲載している。 ② 上記①のとおり、行政指導等の事例を集約して掲載するページについて、各課によって異なったページ名称が用いられている。また、事例を集約して掲載する際に、指導等年月日や対象者名の記載の有無が、各課により異なっている。（以下参照。なお、これらの中には、当局の調査途上で見直しがなされたものもある。） ○ 保安課が担当する「ガス・火薬類等の保安」のページでは、行政指導等の事例を集約して掲載するページ名称として「嚴重注意」を用いている。また、事例を集約して掲載する際には、対象となった事業者名を掲載しているが、行政指導等が行われた年月日は掲載していない。			

- 鉱山保安課が担当する「鉱山の保安」のページでは、行政指導等の事例を集約して掲載するページ名称として「行政措置」を用いており、「ガス・火薬類等の保安」のページにある「嚴重注意」とは異なっている。また、事例を集約して掲載する際に、行政指導が行われた年月と対象となった鉱山名を掲載している。（鉱山名は当局の調査途上で見直され掲載したもの。）

※ ネガティブ情報の一覧表を設ける、情報の一覧性や検索性を確保することにより、利便性が向上すると考えられる。

なお、他機関では、行政処分等の実施結果を集約したページを設け、個々の事例の件名に被処分者名、処分年月日等、当該事例を特定するための具体的情報を含めて表示して、目的の事例を探しやすくし、情報の一覧性についても確保している例がみられる。（事例票 14（近畿財務局）「金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載状況」参照）

《中部近畿産業保安監督部近畿支部ホームページ》

【トップページ】

中部近畿産業保安監督部近畿支部

Kinki branch of Chubu-Kinki industrial safety and inspection

Googleカスタム検索

検索

TOP

電力の保安

ガス・火薬類等の保安

鉱山の保安

【①「電力の保安」のページ】

【②「ガス・火薬類等」のページ】

【③「鉱山の保安」のページ】

事故・災害情報

監督部のご案内

相談窓口・申請・届出

入札・調達

関連サイト(リンク)

※近畿地域とは、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県。
なお、電力安全の担当地域は [こちら](#)

上記の分野タイトルをクリックしてください。各々の分野別のページに移動します。
直連、各課へお問い合わせされる場合は、下記へどうぞ。

【お問い合わせ先】

分野	課名	電話番号（ダイヤルイン）
電力安全	電力安全課	06-6966-6047・6048
ガス・火薬類保安	保安課	06-6966-6050
鉱山保安	鉱山保安課	06-6966-6062・6063

【実行時のご注意】 平成22年4月からセキュリティーゲートを運用しています。 [詳細はこちら](#)

新着情報

過去の更新情報はこちら

【①「電気の保安」のページ】

(「電気の保安」のトップページ)

参考：H24. 8. 23 時点での同ページ

中部近畿産業保安監督部近畿支部
Kinki Branch of Chubu Kinki Industrial Safety and Inspection

当局的調査後に、「行政措置」欄、「注意喚起」欄が設けられている。
(ただし、H24. 11. 6 時点で、両欄へのコンテンツ掲載はない。)

「行政措置」、「注意喚起」欄は設けられていない。

過去の一覧

「過去の一覧」をクリック

(お知らせ・TOPICS の過去分)

経済産業省 中部近畿産業保安監督部近畿支部
Kinki Branch of Chubu Kinki Industrial Safety and Inspection Department

中部近畿産業保安監督部近畿支部 > 電力安全 > お知らせ・TOPICSの過去分

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課
TEL 06-6966-6047~48(直通)

最終更新日:平成24年5月30日

お知らせ・TOPICSの過去分

■ 2011年12月6日(お知らせ)
「平成23年度電気事故情報」を更新しました。

■ 2011年10月5日(お知らせ)
「平成23年度電気事故情報」を更新しました。

■ 2010年12月1日(お知らせ)
「平成22年度電気事故情報」を更新しました。

■ 2010年11月10日(お知らせ)
「不適切な電気工事について(注意喚起)」を掲載しました。

■ 2010年11月2日(お知らせ)
「平成21年度における管内の電気事故について」を掲載しました。

「お知らせ・TOPICS の過去分」欄に、ネガティブ情報(この場合、不適切な電気工事への注意喚起)が混在して掲載されている。

【②「ガス・火薬類等の保安」のページ】

(「ガス・火薬類等の保安」のトップページ)

中部近畿産業保安監督部近畿支部
Kinki branch of Chubu Kinki Industrial safety and inspection

Google カスタム検索

TOP 電気の保安 ガス・火薬類等の保安 鉱山の保安

0 事故・災害情報

ご家庭の皆様へ
飲食店のお客様へ
工事関係者のお客様へ

東日本大震災を踏まえた
都市ガス供給の災害
対策検討報告書

ガス・火薬類等の保安

都市ガスの保安

LPガスの保安

厳重注意

トピックス

「都市ガスの保安>厳重注意」欄
これまで事業者に対し実施した
厳重注意（行政指導）結果を、
集約して掲載している。
(次ページ参照)

「LPガスの保安>厳重注意」欄
これまで事業者に対し実施した
厳重注意（行政指導）結果を、
集約して掲載している。
(次ページ参照)

それぞれの「厳重注意」欄をクリック

(ガス事業法違反に対する厳重注意（行政指導）結果)

○ 厳重注意

▶ 「ガス事業法違反に対する厳重注意について」	■■■■■
▶ 「ガス事業法違反に対する厳重注意について」	■■■■■
▶ 「ガス事業法違反に対する厳重注意について」	■■■■■

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

厳重注意（行政指導）
を実施した、又は結果
公表した年月日を掲載
していない。

(液化石油ガス保安業務に関する厳重注意（行政指導）結果)

○ 厳重注意

▶ 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」	■■■■■
▶ 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」	■■■■■
▶ 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」	■■■■■
▶ 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」	■■■■■
▶ 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」	■■■■■
▶ 「液化石油ガス保安業務の実施状況に係る厳重注意について」	■■■■■

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

【③「鉱山の保安」のページ】

(「鉱山の保安」のトップページ)


中部近畿産業保安監督部近畿支部
Kinki branch of Chubu Kinki Industrial Safety and Inspection


経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

[TOP](#)
[電気の保安](#)
[ガス・火薬類等の保安](#)
[鉱山の保安](#)

事故・災害情報

平成24年度 鉱山保安監督指導について (PDF形式100KB)

鉱山の保安

- 新着情報
- 最近の行事
- 業務案内
- 管内鉱山の検査又は調査の結果
- 行政措置**
- 注意喚起
- 鉱山保安関係法令
- 作業監督者の資格
- 各種申請様式
- 管内鉱山の概要

鉱山の保安

TOPページ > 鉱山の保安【新着情報・最近の行事】

新着情報

- お知らせ 2012年10月26日「中央鉱山保安協議会第3回会属鉱業等鉱害防止部会-議事要旨」が経済産業省のWebサイトに掲載されました。
- お知らせ 2012年10月23日「災害又は事故その他の事象（鉱害を含む）の措置情報」を更新しました。
- お知らせ 2012年10月16日「平成24年近畿管内鉱山災害統計について」を更新しました。
- お知らせ 2012年9月3日「台風時期における保安対策の強化について」を掲載しました。
- お知らせ 2012年8月24日「中部近畿地方鉱山保安協議会近畿地区部会」を更新しました。
- お知らせ 2012年8月16日「鉱山保安関係法令」を更新しました。

これまで鉱業権者に対し実施した嚴重注意・注意（行政指導）結果を、集約して掲載している。
 （以下参照）

「行政措置」欄をクリック

(鉱業権者に対する嚴重注意・注意（行政指導）結果)

行政措置

当局の調査後、鉱山名が付記されている。

- 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する注意について」 (平成22年5月) (pdf形式62KB)
- 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する注意について」 (平成20年5月) (pdf形式62KB)
- 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する嚴重注意について」 (平成18年6月) (pdf形式21KB)
- 「一酸化炭素中毒による死亡災害に係る鉱業権者に対する嚴重注意について」 (平成18年3月) (pdf形式17KB)

(注) 墨消し部分は個別鉱山名である。

参考：H24. 8. 23 時点での同ページ

行政措置

鉱山名は記載されていない。

- 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する注意について」 (平成22年5月) (pdf形式ファイル62KB)
- 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する注意について」 (平成20年5月) (pdf形式ファイル62KB)
- 「鉱山災害に係る鉱業権者に対する嚴重注意について」 (平成18年6月) (pdf形式ファイル21KB)
- 「一酸化炭素中毒による死亡災害に係る鉱業権者に対する嚴重注意について」 (平成18年3月) (pdf形式ファイル17KB)

事例票

近畿管区行政評価局

No	事例票 13	対象機関名	近畿厚生局
事項(項細目)	3		
件名	ホームページに掲載される事例の件名に、被処分者名など事例を特定する固有の情報が含まれていないことから、情報の一覧性が確保されていないもの		

近畿厚生局では、事業者等に対する指導・監督の結果、行政処分やこれに準じた行政上の措置（行政指導を除く）を行った場合は、原則として、その内容をホームページで公表することとしており、平成 21 年度以降、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止等の措置を行った 53 件についてもホームページでその内容を公表している。

しかし、ホームページにおけるこれらの掲載状況をみると、専用に設けられた「柔道整復師の施術に係る療養費が不正に請求された場合の取扱いについて」のページにおいて、措置を行った事例が集約して掲載されているが、以下のとおり、処分を受けた柔道整復師等の氏名など、当該事例を特定する固有の具体的情報が件名に含まれていないことから、目的の事例が探しづらく、一覧性も確保されていないものとなっている。

なお、健康保険法に基づき実施している保険医療機関及び保険薬局の指定の取消等並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等に関しては、別途一覧表が作成され、「近畿厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の取消・取消相当一覧」の例では、「保険医療機関名」、「開設者氏名」、「所在地」、「取消（取消相当）年月日」を総覧することができ、情報の一覧性が確保されている。

(近畿厚生局ホームページ)



近畿厚生局
Kinki Regional Bureau of Health and Welfare

文字の大きさ 拡大 縮小 色変更 標準 1 2 3
キーワードを入力 検索 厚生労働省ホームページ

ホーム | 組織 | アクセス | 課別業務 | 申請・届出等の手続案内 | 所管法人等 | 調達情報 | 採用情報 | 情報公開等 | 公益通報者保護 | ご意見等募集

ホーム > 保険医療機関・保険薬局関係・柔道整復師関係 > 保険医療機関等及び柔道整復師等において不正請求等が行われた場合の取扱いについて

柔道整復師の施術に係る療養費が不正に請求された場合の取扱いについて

柔道整復師が、健康保険法等に基づく療養費の受領の委任を被保険者から受け、保険者等に請求する場合は、受領委任の取扱いを定めた規定(通知)の内容を遵守しなければなりません。この柔道整復師に係る療養費の請求内容に、不正又は著しい不当が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止し、施術を受けた患者(被保険者)の皆様の権利を守ることを目的として、措置内容を公表することとしております。

また、受領委任の取扱いの中止措置を行う前に、当該柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した場合又は当該柔道整復師が所属する施術所が廃止された場合に、受領委任の取扱いの中止相当の措置を受けた柔道整復師についても、同様に公表しております。

今後とも、不正に療養費を請求する行為については、厳正に対処し、行政としての役割を積極的に推進してまいります。

直近の事例

- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成21年4月1日付)(PDF:111KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成21年4月1日付)(PDF:111KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止及び元柔道整復師の受領委任の取扱いの中止相当(平成21年4月16日付)(PDF:155KB)
- 元柔道整復師の受領委任の取扱いの中止相当(平成21年4月20日付)(PDF:122KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成21年4月22日付)(PDF:111KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成21年5月1日付)(PDF:102KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成21年5月1日付)(PDF:114KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成21年7月8日付)(PDF:116KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成21年8月31日付)(PDF:117KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成21年12月22日付)(PDF:138KB)
- 元柔道整復師の受領委任の取扱いの中止相当(平成22年1月25日付)(PDF:115KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成22年5月31日付)(PDF:136KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成22年8月13日付)(PDF:119KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成22年12月27日付)(PDF:111KB)
- 柔道整復師の受領委任の取扱いの中止(平成23年1月17日付)(PDF:119KB)

行政措置情報

事 例 票

近畿管区行政評価局

N o	事例票 1 4	対象機関名	近畿財務局
事項（項細目）	3		
件 名	信用金庫法に基づく不利益処分情報の掲載場所が分かりにくく、また各種の掲載情報と混在しているもの		

近畿財務局では、金融上の行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原則として、ホームページ等で公表することにより透明性を確保することとしている。

しかし、ホームページにおけるこれらネガティブ情報の掲載状況をみると、次表のとおり、金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載については、専用の「金融商品取引業者等に対する行政処分等について」欄が設けられ、一覧性も確保されている一方で、信用金庫法に基づく不利益処分の掲載については、「銀行・信用金庫・信用組合に関する談話等」の欄に掲載されており、ページのタイトルからは不利益処分が掲載されていることが分からず、あらかじめ当該欄に信用金庫法に基づく不利益処分が掲載されていることを知らないと掲載場所を探すのが困難であり、また、近畿財務局長の談話等各種情報の中に不利益処分情報が混在していることから、一覧性が確保されておらず、掲載の統一性が図られていないものとなっている。

表 金融商品取引法に基づく不利益処分と信用金庫法に基づく不利益処分の掲載状況の比較

行政処分の種類	金融商品取引法に基づく不利益処分	信用金庫法に基づく不利益処分
ホームページ上の掲載場所	「トップページ」 >「金融・証券」 >「金融商品取引業法等関係資料」 >「金融商品取引業者等に対する行政処分等について」	「トップページ」 >「金融・証券」 >「金融関係発表資料」 >「銀行・信用金庫・信用組合に関する談話等」
掲載ページの状況	金融商品取引法に基づく不利益処分のみで構成	信用金庫法に基づく不利益処分は、近畿財務局長談話や許可・認可情報と混在

（注）本表は、当局の調査結果に基づき作成した。



金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載状況（一覧性が確保されているもの）



財務省 近畿財務局
Kinki Finance Bureau Ministry of Finance

トップページ > 金融・証券 > 金融商品取引業者等に対する行政処分等について

金融商品取引業者等に対する行政処分等について

- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号イに違反した者に対する行政処分について \(H24.5.16\)](#)
- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号ロに違反した者に対する行政処分について \(H23.6.28\)](#)
- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号ハに違反した者に対する行政処分について \(H23.5.13\)](#)
- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号ニに違反した者に対する行政処分について \(H22.6.25\)](#)
- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号ホに違反した者に対する行政処分について \(H22.4.1\)](#)
- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号ヘに違反した者に対する行政処分について \(H21.12.25\)](#)
- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号ニに違反した者に対する行政処分について \(H21.11.20\)](#)
- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号ロに違反した者に対する行政処分について \(H20.12.19\)](#)
- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号ハに違反した者に対する行政処分について \(H20.9.24\)](#)
- [\[株主名簿の閲覧等に関する法律\] 第12条第1項第2号ニに違反した者に対する行政処分について \(H20.6.27\)](#)

不利益処分一覧

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

信用金庫法に基づく不利益処分の掲載状況（一覧性が確保されていないもの）



財務省 **近畿財務局**
Kinki Finance Bureau Ministry of Finance

近畿財務局トップ

サイトメニュー

- サイトマップ
- 近畿財務局のご案内
- 財政
- 金融・証券
- 企業財務
- 調査・統計
- たばこ・塩
- 公認会計士試験
- 国有財産
- 国有財産の物件情報
(売却・貸付)
- 情報公開・個人情報保

トップページ > **金融・証券** > 銀行・信用金庫・信用組合に関する談話等

銀行・信用金庫・信用組合に関する談話等

「8月13日から大雨にかかる京都府内における災害に対する金融上の措置について」

近畿財務局長談話「の合併に関する基本合意について」

「台風12号による災害に対する金融上の措置について(和歌山県)」

「台風12号による災害に対する金融上の措置について(奈良県)」

近畿財務局長談話「の合併認可について」

近畿財務局長談話「の合併認可について」

近畿財務局長談話「の合併認可について」

近畿財務局長談話「の合併に関する基本合意について」

近畿財務局長談話「の中小企業金融の円滑化特別相談について」

に対する行政処分について

不利益処分事例

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

事 例 票

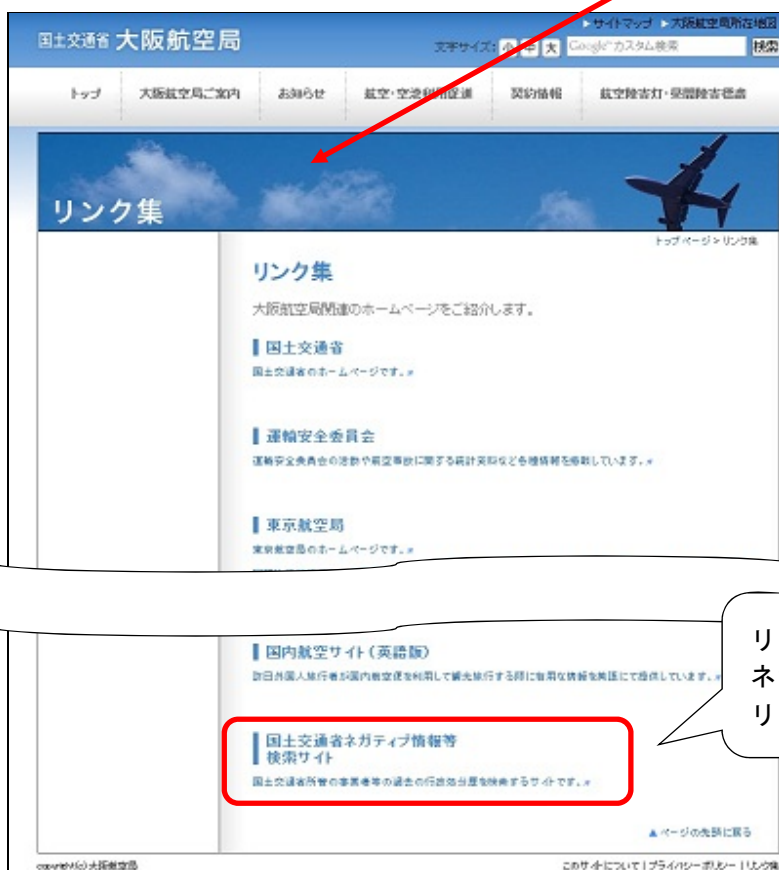
近畿管区行政評価局

No	事例票 1 5	対象機関名	大阪航空局
事項（項細目）	3		
件 名	自局のホームページにおいて、本省が管理運営し、全国のネガティブ情報を一元化して掲載するネガティブ情報等検索サイトをリンクしているが、その案内がなく、サイトの存在が分かりにくいもの		
国土交通省では、本省大臣官房広報課で「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」を管理・運営しており、全国で行われた対象分野（注）の行政処分等の状況を掲載している。 （注）国土交通省ネガティブ情報等検索サイトでは、バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者、鉄道事業者、航空機運送事業者、建設業者、宅地建物取引業者等、同省で所管する 20 分野を公開対象としている。 大阪航空局では、航空機運送事業者等への指導監督を行っていることから、自局ホームページのリンク集から、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへリンクさせている。 しかし、以下のとおり、トップページにリンク集を設定しているが、リンク集の表示が欄外に小さく掲示されていること、また、リンク先の内容についてトップページで案内されていないことから、リンク先となっているネガティブ情報等検索サイトの存在が分かりにくいものとなっている。 なお、今回調査対象とした機関の中には、i）同局と同じく国土交通省の出先機関である近畿運輸局（バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者、鉄道事業者等を指導監督）や近畿地方整備局（建設業者、宅地建物取引業者等を指導監督）では、それぞれのホームページ（トップページ）の分かりやすい場所に、ネガティブ情報等検索サイトへのリンクバナーを設定している状況のほか、ii）トップページにリンク先を表示している機関もみられた。 			

《大阪航空局ホームページにおける「ネガティブ情報検索サイト」へのリンクに至る手順》
(トップページ)



トップページの右下に
「リンク集」へのリンク
あり。



リンク集の一番下に「国土交通省
ネガティブ情報等検索サイト」の
リンクあり。

《国土交通省ネガティブ情報等検索サイトのリンクバナーを掲示しているもの》
(近畿運輸局のトップページ)



トップページの右上に、ネガティブ情報検索サイトへリンクされたバナーを表示

(近畿地方整備局のトップページ)



トップページの左側に、ネガティブ情報検索サイトへリンクされたバナーを表示

《自局のトップページにリンク先を表示している例》
大阪法務局の例

リンク:
[登記・供託インフォメーションサービス](#)
[ご意見・ご要望\(登記・供託に関する手続きについては、上記「登記・供託インフォメーションサービス」もご覧ください。\)](#)
[法務省](#)
[民事局](#)
[大臣官房訟務部門](#)
[人権擁護局フロントページ](#)
[大阪人権啓発ネットワーク協議会](#)
[法テラス大阪](#)
[法務局ホームページ](#)
[東日本大震災に係る登記手数料の特例](#)

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 16	対象機関名	近畿農政局
事項（項細目）	3		
件 名	自局ホームページ内に自局分と本省へリンクする同一名称のバナーが2か所にあるなどにより、ネガティブ情報の掲載場所が分かりにくいもの（本事例については、調査後速やかに改善されている。）		
近畿農政局では、ネガティブ情報である JAS 法に基づく個別事業者への指示（行政指導）結果を自局ホームページに掲載しており、トップページにある「食品表示と JAS 規格」の名称のバナーをクリックすることで、指示結果の掲載ページに至ることができる（以下「近畿農政局ホームページにおける閲覧手順及び改善結果」参照）。 ① しかし、同局ホームページ内には「食品表示と JAS 規格」の名称のバナーが上記の場所の他にもう1か所（計2か所）に掲載されており、それぞれのバナーのリンク先が異なっている。 2か所目のページは、以下「近畿農政局ホームページにおける閲覧手順及び改善結果」のとおり、同局ホームページのトップページから「消費・安全」のページを開き、「食品表示と JAS 規格」のバナーをクリックした場合、上記の自局ページとは異なる農林水産省本省の「食品表示と JAS 規格」のページへ至ることとなる。 ② また、以下のとおり、近畿農政局のホームページで指示（行政指導）結果を掲載しているページについて、ネガティブ情報を集約して掲載しているページのタイトルは「報道発表資料」の名称となっており、ネガティブ情報が整理・掲載されているページであることが分かりにくくなっている。 これらの状況については、日常的なホームページ内容の確認等が不十分であったことによるが、上記2点について同局に対し確認したところ、表示が分かりにくいとして、調査途上で以下のとおり見直しが行われた。 			

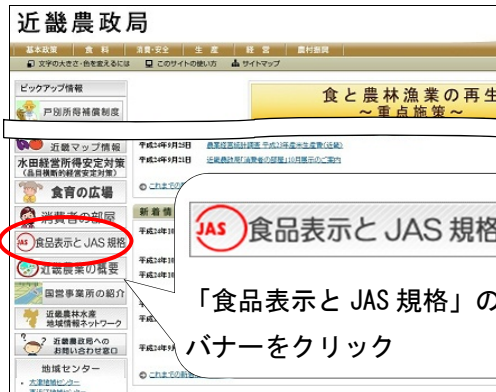
《近畿農政局ホームページにおける本事例の閲覧手順及び改善結果》

① 2種類の同一名によるバナー表示

自局ホームページ

掲載場所 近畿農政局ホームページ（トップページ）
にバナー「食品表示と JAS 規格」を表示

表示内容

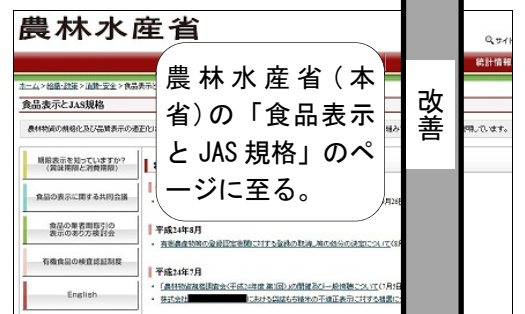


自局・本省ホームページ

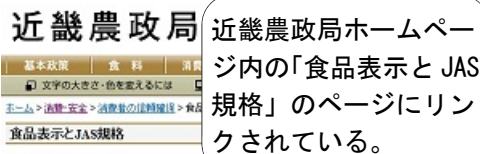
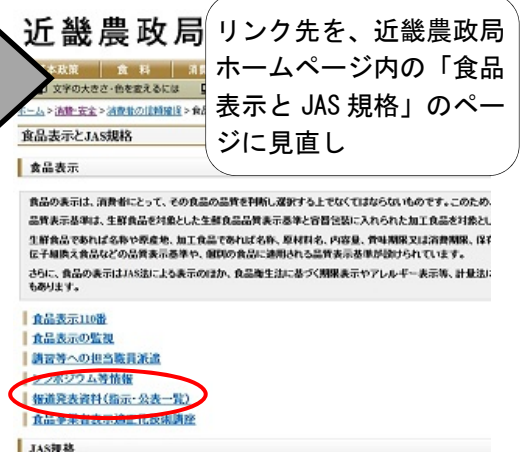
近畿農政局ホームページ（トップページ）
> 消費・安全
バナー「食品表示と JAS 規格」を表示



【旧表示】



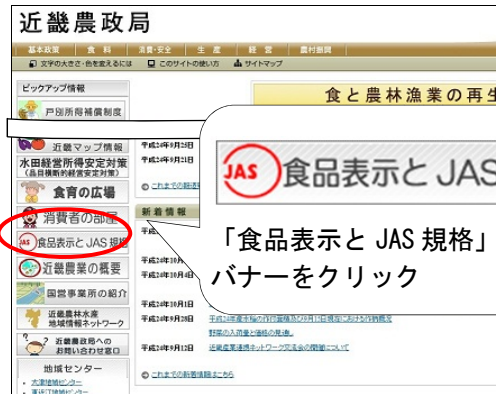
【新表示】



同じ内容に統一 (Unify to the same content)

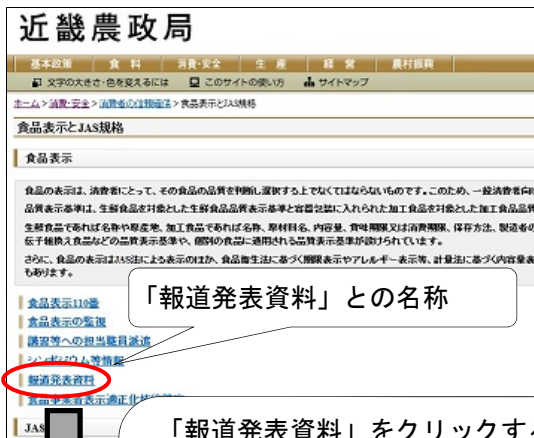
「報道発表資料」をクリックすると、これまで近畿農政局で実施した指示・公表結果の一覧が表示される。

②分かりにくいページ案内



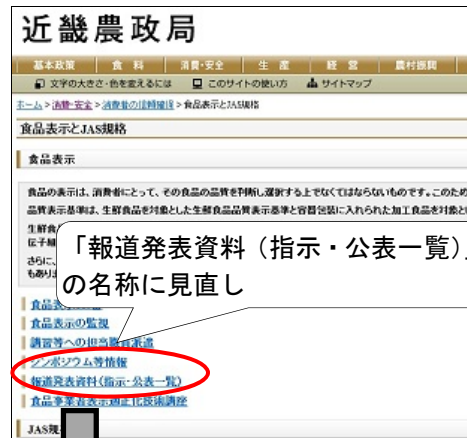
近畿農政局ホームページ内の「食品表示とJAS規格」のページにリンクされている。

【旧表示】



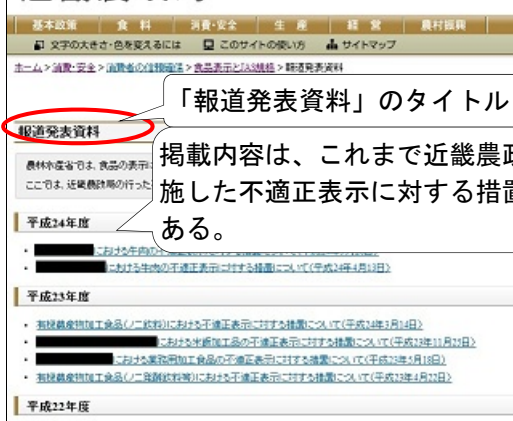
「報道発表資料」をクリックすると、これまで近畿農政局で実施した不適正表示に対する措置内容が集約的に掲載されている。
しかし、「報道発表資料」の名称であることから、掲載内容が分かりにくい。

【新表示】



「報道発表資料（指示・公表一覧）」との名称に見直し

近畿農政局



掲載内容は、これまで近畿農政局で実施した不適正表示に対する措置内容である。

近畿農政局

